

第2次利根町男女共同参画推進プラン

(2020～2024)

(案)

令和2年1月

利根町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨と目的	2
2. 計画書の名称	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の背景	3
第2章 利根町の現状と課題	7
1. 人口の推移	8
2. 出生数及び合計特殊出生率の推移	9
3. 未婚率の推移	10
4. 女性の年齢階級別労働力率	11
5. 女性の管理的職業従事者の割合	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
1. 計画の基本理念	14
2. 計画の基本目標	14
3. 計画の体系	16
第4章 計画の内容	19
基本目標 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり	20
施策の方向1. 男女共同参画意識を広める活動の充実	20
施策の方向2. 男女共同参画に関する教育・学習の充実	25
施策の方向3. あらゆる人権侵害の根絶	27
基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	31
施策の方向1. 行政分野における男女共同参画の推進	31
施策の方向2. 地域社会における男女共同参画の推進	32
基本目標 3 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備	37
施策の方向1. 安心して暮らせる男女の健康支援	37
施策の方向2. 安心して暮らせる福祉環境の充実	42
基本目標 4 多様な働き方の実現に向けた社会づくり	47
施策の方向1. 仕事と生活が調和できる社会環境の実現	47
施策の方向2. 子育てにおける男女共同参画の推進	52
施策の方向3. 多様な働き方への支援	57
目標値の設定	60

第5章 推進体制.....	61
1. 計画を推進する意識.....	62
2. 総合的な推進体制.....	62
3. 進行管理の確認.....	62

第 1 章 計画の概要

1. 計画の趣旨と目的
2. 計画書の名称
3. 計画の期間
4. 計画の位置づけ
5. 計画の背景

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨と目的

本町では、平成27年に「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」を策定し、「男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね」を基本理念に掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

しかしながら、私たちを取り巻く社会情勢は、急激な少子高齢化や人口減少、それに伴った労働力の減少、また自然災害の増大や情報通信技術の発展など、大きく変化しています。このような環境のなか、町民の生き方や働き方への価値観も多様化してきています。

特に、本町は現在、県内第2位の高齢化率となっており、少子高齢化が深刻な問題となっています。このような状況のなか、活力ある社会を維持するためには、男女の違いや年齢に関係なく、仕事・家庭・地域社会それぞれで意欲と能力ある個人に活躍する機会を広げ、また、それぞれの人が持つ考えを自由に言い合え、かつ、受け入れ、人々が対等に関わり合うことができる社会の実現が必要不可欠です。

一方で、性別による固定的役割分担意識¹による生き方の決めつけや配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント²などの問題はいまだ払拭できておりません。

こうした状況を踏まえ、この度「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」の計画期間が満了するにあたり、思いやりの心でつなぐ、一人ひとりがいきいきと自分らしく輝ける社会の実現を目指し、町民、事業者、学校、行政が一体となり、より一層の男女共同参画の推進を図るため「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」を策定するものです。

2. 計画書の名称

本計画の名称は、「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」とします。

3. 計画の期間

本計画期間は、令和2年度（2020年）～令和6年度（2024年）の5か年とします。

¹ 性別による固定的役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」などのように男性、女性という性別を理由として役割を固定的にわけること。

² セクシュアル・ハラスメント 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること。

4. 計画の位置づけ

- ・本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画」と整合性を図り策定するものです。
- ・本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成25年(2013年)7月改正)第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)を包含しています。
- ・本計画は、町の上位計画である「第5次利根町総合振興計画」に基づき、男女共同参画の視点に立って各分野の計画と整合性を図りながら、事業を推進します。
- ・本計画は、平成30年(2018年)に実施した「利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査」の結果や、利根町男女共同参画推進協議会、町民の声を反映して策定するものです。
- ・本計画は、町が目指す男女共同参画社会の方向性を示し、町民の理解と協力を得て、さらなる町民参画を期待するものです。
- ・本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年(2015年)法律第64号)第6条に基づく推進計画として位置づけます。

5. 計画の背景

◆世界の動き

年	内容
昭和50(1975)年	「国際婦人年」を宣言 国際連合において、昭和50(1975)年を国際婦人年とし、同年開催された第1回世界女性会議で、女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。
昭和54(1979)年	「女性差別撤廃条約」の採択 従来の男女の性的役割分担に基づく差別や偏見を撤廃し、男女平等の実現を目指すため、国連総会で採択されました。
昭和60(1985)年	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 2020年に向けて女性の地位向上のために世界的に取り組むべきガイドラインが採択されました。
平成7(1995)年	「行動要領」「北京宣言」の採択 女性の健康や女性に対する暴力など12の課題が示され、「平等、開発、平和」のためのあらゆる分野における女性の参画を求める宣言がなされました。

第1章 計画の概要

年	内容
平成 12 (2000) 年	「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」の採択
平成 23 (2011) 年	「UNWomen (ジェンダー ³ 平等と女性のエンパワーメント ⁴ のための国連機関)」の発足
平成 27 (2015) 年	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs ⁵)」の採択 人間、地球及び繁栄のための 17 の目標の 1 つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられました。

◆国の動き

年	内容
昭和 50 (1975) 年	「婦人問題企画推進本部」の設置 総理府内に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 50 (1975) 年に採択された世界行動計画を受け、昭和 52 (1977) 年に「国内行動計画」が策定されました。
昭和 55 (1980) 年	「女性差別撤廃条約」の批准 「男女雇用機会均等法」などの国内法の整備を進めたのち、条約を批准しました。
平成 6 (1994) 年	「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」の設置
平成 11 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行 男女共同参画社会の実現が 21 世紀の最重要課題として位置づけられました。
平成 12 (2000) 年	「男女共同参画社会基本計画」の閣議決定 男女共同参画基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、施策の方向や具体的取り組み等を定めました。

³ ジェンダー 何が女性的で、何が男性的かを表す社会的・文化的につくられた性別のこと。

⁴ エンパワーメント 社会、組織の中で、今まで虐げられてきた人たちが力をつけ、もともと持っていた一人ひとりの個性を再び息づかせること。

⁵ SDGs SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS の略で、持続可能な開発目標のこと。「誰ひとり取り残さない」を理念に、開発途上国のみでなく、先進国も取り組むべきグローバルな課題として、2030 年を期限に、貧困、エネルギー、平和など 17 の目標を定めている。

年	内容
平成 13 (2001) 年	「男女共同参画局」の設置 新たに内閣府に設置されました。
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV ⁶ 防止法)」の施行
平成 15 (2003) 年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 指導的地位に女性が占める割合が 2020 年までに 30%となるよう期待し、そのための支援策を明記しました。
平成 17 (2005) 年	「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」の閣議決定
平成 19 (2007) 年	「仕事の生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス ⁷) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 持続可能な社会の実現に向け、誰もが仕事と生活の双方を調和し、官民一体となって取り組んでいくための支援策等が示されました。
平成 22 (2010) 年	「男女共同参画基本計画 (第 3 次)」の閣議決定
平成 27 (2015) 年	「女性活躍推進法」の公布・施行 自らの意思で働くことを希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性が仕事で活躍する」といった内容を事業主に対して義務化した法が施行されました。
	「男女共同参画基本計画 (第 4 次)」の閣議決定
平成 29 (2017) 年	「育児・介護休業法」改正 育児休業期間の延長や男性の育児参加を促進するための育児目的休暇の新設が規定されました。

⁶ DV ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。

⁷ ワーク・ライフ・バランス (仕事の生活の調和) 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

◆茨城県の動き

年	内容
昭和 53 (1978) 年	「青少年婦人課」の設置 婦人問題を担当する課として生活福祉部に設置されました。
平成 3 (1991) 年	「いばらきローズプラン 2 1」の策定 婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受け、策定されました。
平成 7 (1995) 年	「いばらきハーモニープラン」の策定 県が取り組むべき女性施策の指針が示されました。
平成 13 (2001) 年	「茨城県男女共同参画推進条例」の制定 男女共同参画社会の実現に向け県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる条例が施行され、また、茨城県男女共同参画審議会が設置されました。
平成 14 (2002) 年	「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」の策定 条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくための法定計画及び具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。
平成 17 (2005) 年	「女性プラザ男女共同参画支援室」の設置 男女共同参画施策を推進するための拠点ができました。
平成 18 (2006) 年	新たな「茨城県男女共同参画実施計画」の策定
平成 23 (2011) 年	「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」の策定
平成 28 (2016) 年	「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」の策定

◆利根町の動き

年	内容
平成 25 (2013) 年	「男女共同参画社会住民アンケート調査」の実施
平成 27 (2015) 年	「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」の策定
平成 30 (2018) 年	「男女共同参画社会住民アンケート調査（2回目）」の実施
令和 2 (2020) 年	「利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」の策定

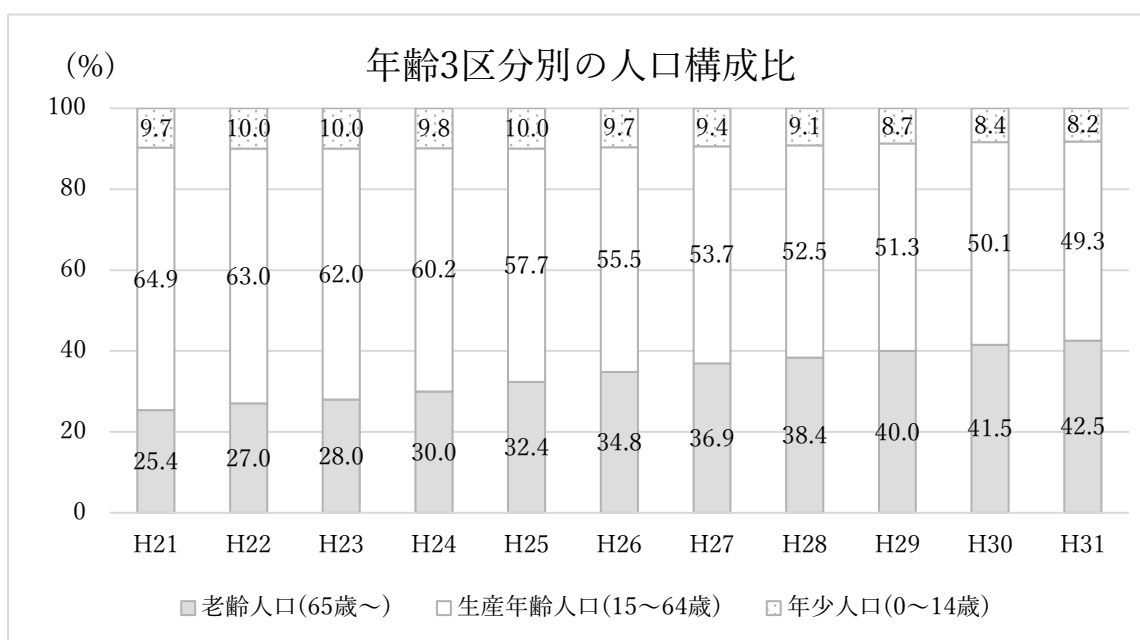
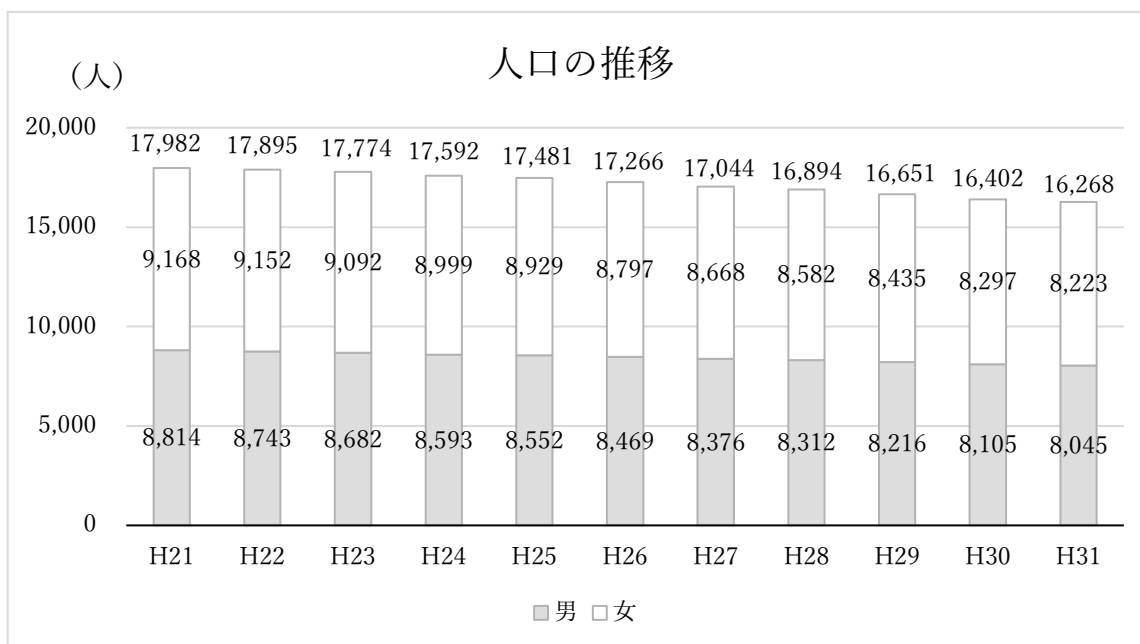
第2章 利根町の現状と課題

1. 人口の推移
2. 出生数及び合計特殊出生率の推移
3. 未婚率の推移
4. 女性の年齢階級別労働力率
5. 女性の管理的職業従事者の割合

第2章 利根町の現状と課題

1. 人口の推移

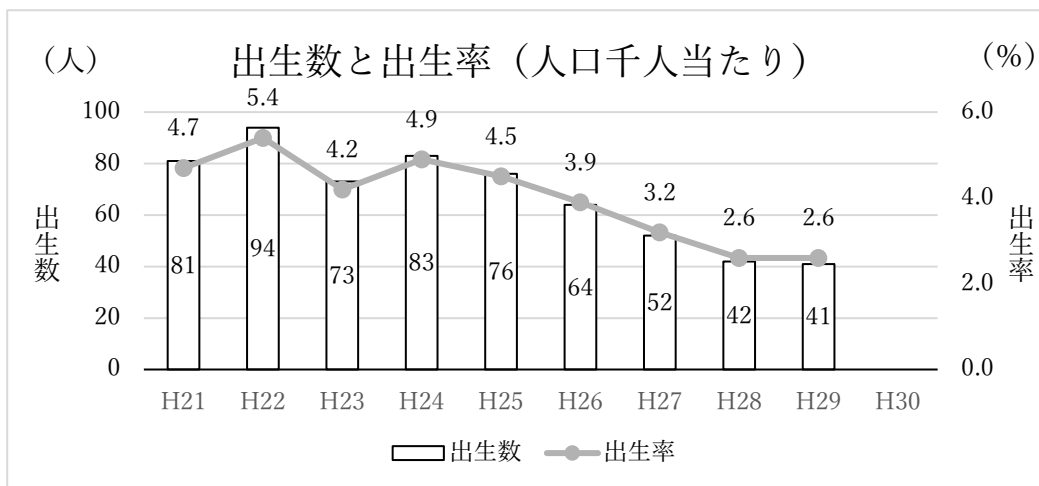
本町の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別人口構成比で比較すると、生産年齢人口及び年少人口は、減少が続いておりますが、高齢人口は増加しています。高齢化率（総人口に占める高齢人口の割合）をみると、平成31年4月時点では、42.5%となっており、少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。



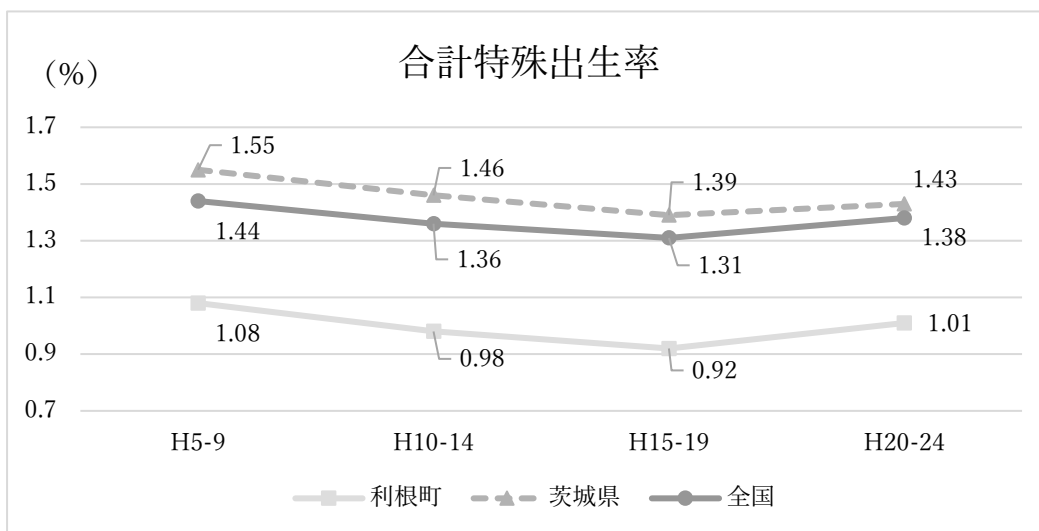
※人口は、4月1日現在の住民基本台帳人口を示しています。

2. 出生数及び合計特殊出生率の推移

本町の出生数及び出生率（人口千人当たりの出生数）は、平成24年以降減少傾向が続いております。また、合計特殊出生率⁸は、全国平均と比べ低く、全国の市区町村別にみても常に下位30位までに入っております。平成20年から24年では多少増加に転じてはおりますが、いまだ1.0前後で推移している状況です。



資料：人口動態調査

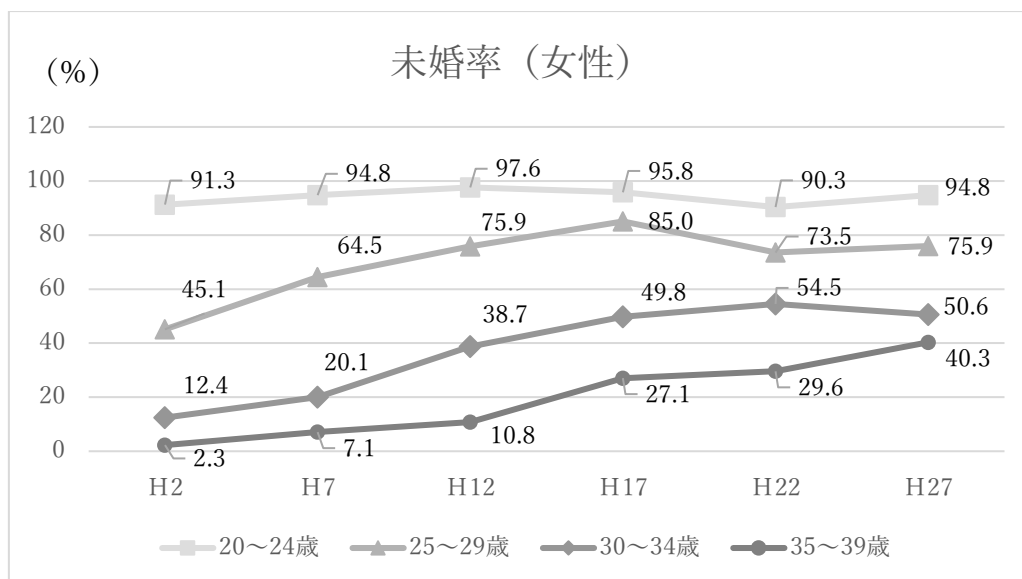
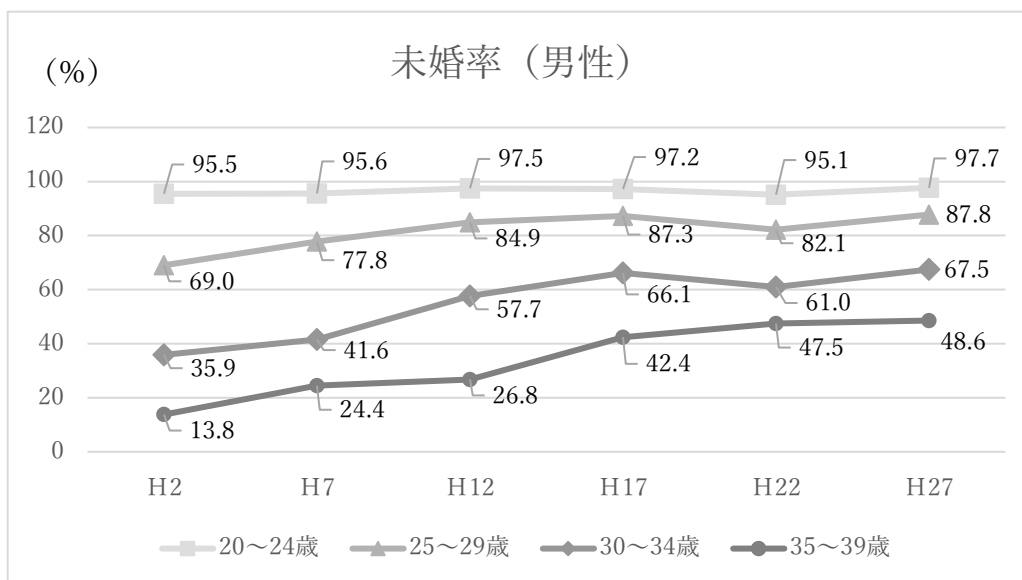


資料：人口動態統計特殊報告

⁸ 合計特殊出生率 1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計。（市町村単位では、年間の出生数などの標本サイズが小さいため、5年間での合計特殊出生率を示す。）

3. 未婚率の推移

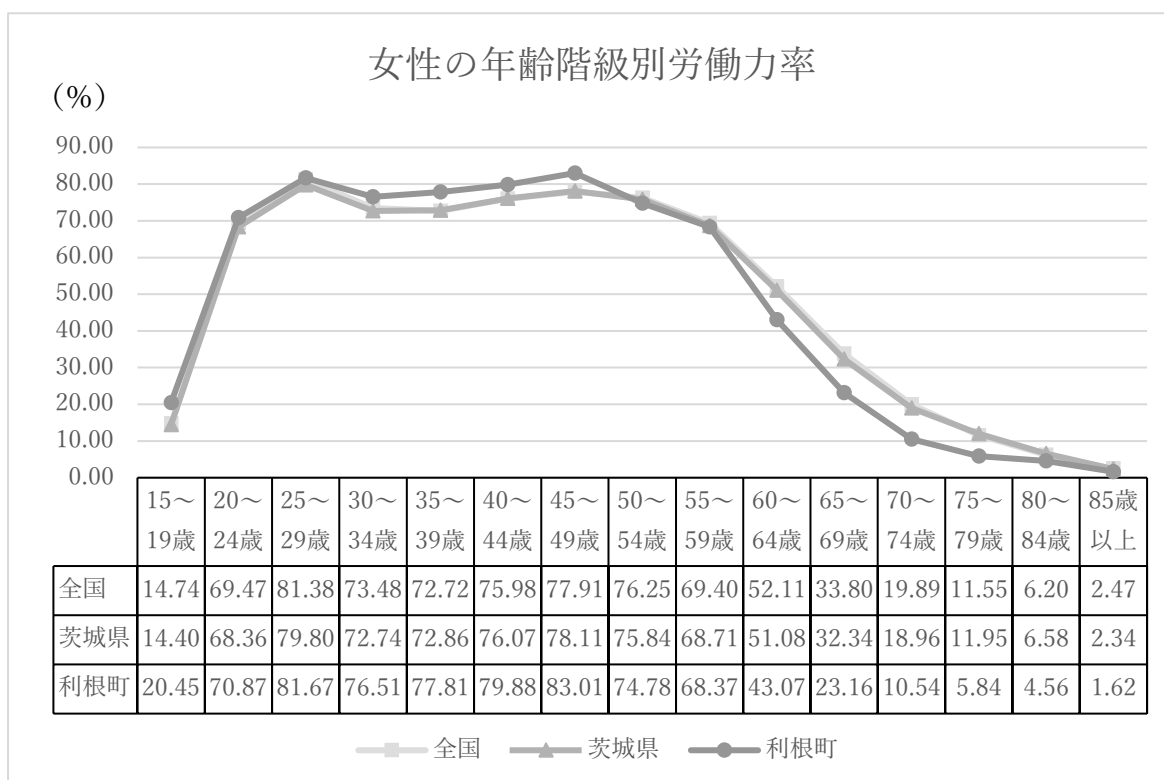
平成2年から平成27年までの未婚率の値を比較すると、男性、女性とも特に30代での未婚率が高くなってきています。また、女性より男性の未婚率が高くなっていきます。



資料：国勢調査

4. 女性の年齢階級別労働力率

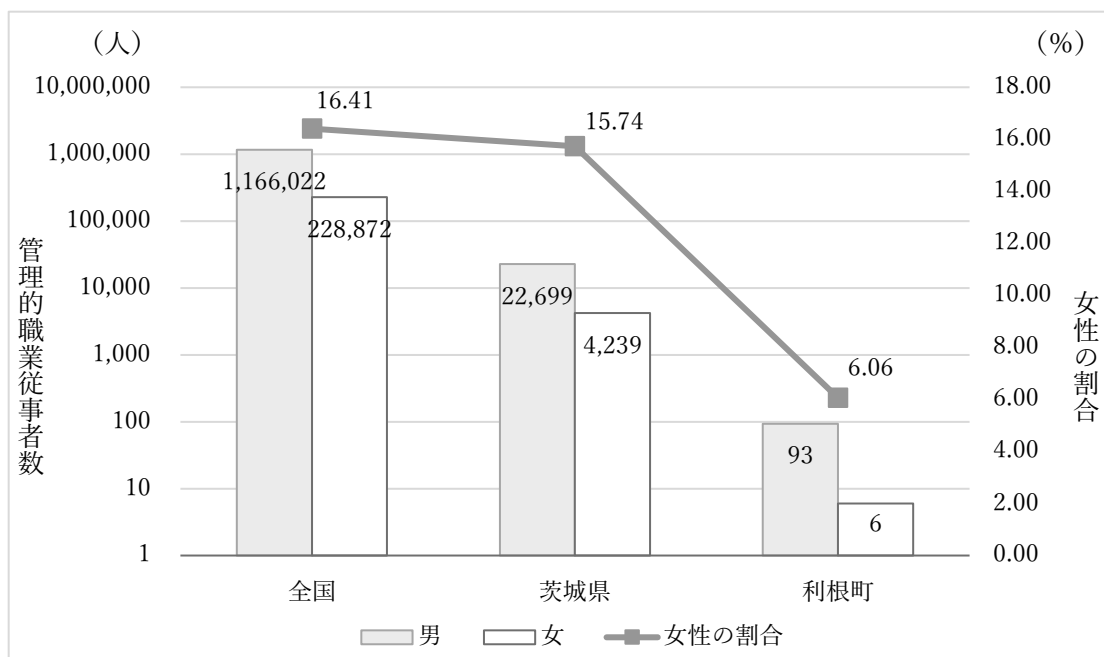
本町の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は41.6%で、全国平均の50%と比較して低い傾向にあります。年齢階級別にみまると、50歳未満においては全国や茨城県と比べても高くなっており。しかし、全国と同様に30代女性の労働力率が前後の年代と比べると低い傾向にあることから、仕事と育児等の両立が進んでいないことが考えられます。また、50歳以上、特に60歳～80歳にかけての女性の労働力率が全国と比べ低くなっています。



資料：平成27年国勢調査

5. 女性の管理的職業従事者の割合

本町の管理的職業従事者に占める女性の割合は、約6%で全国平均の16.4%、茨城県の15.7%と比較して、非常に低くなっており、女性の管理職登用が進んでいないことがわかります。



資料：平成27年国勢調査



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のスローガン（基本理念）
2. 計画の基本目標
3. 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念が掲げられています。

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動への両立
5. 国際的協調

そして、本町では男女で社会を支え、家庭・地域をともに担い、責任を持つ、男女共同参画社会の実現を目指し、前期計画の基本理念（スローガン）を継承します。

基本理念（スローガン）

男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね

2. 計画の基本目標

本計画は、基本理念の実現に向けて、計画を推進するための基本的な方向性として、前計画と同様に4つの基本目標を掲げます。

基本目標

1. 男女共同参画社会実現のための意識づくり
2. あらゆる分野における男女共同参画の推進
3. 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備
4. 多様な働き方の実現に向けた社会づくり

基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

性別による固定的役割分担意識を解消し、男女が互いの人権を尊重できる社会をつくるため、男女共同参画に関する意識の啓発を図ります。また、次世代を担う子どもたちが、人権を尊重しあう人間関係を育成できるよう、男女共同参画の視点に立った教育の推進を図ります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、児童虐待などあらゆる暴力や人権侵害を許さない社会をつくるため、暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制、被害者に対する支援体制を整えます。また、性的マイノリティ⁹の方への差別解消のための啓発を行い、多様な性のあり方に関する理解を図ります。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女がともに、社会のあらゆる分野に参画し、対等に関わりあい活躍できる社会の実現を目指すために、地域活動等へ男女がともに参加する意識の啓発と情報の提供に努めます。

委員会や審議会等への女性の登用を高め、女性の参画を促進します。また、行政においても女性の職域拡大や男性の育児休暇・介護休暇等の取得を促進し、女性の職場での活躍及び男性の家庭への参画促進に努めます。

基本目標3 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会を形成するうえで、男女がともに、生涯をつうじて健康に暮らし、生きがいを持って社会に参画することができるよう、健康保持・増進のための支援や相談体制を整備します。

また、高齢者や障がい者等を含めたすべての人がともに、生きがいを持って生活できるよう、様々なニーズに対応した支援に努めます。

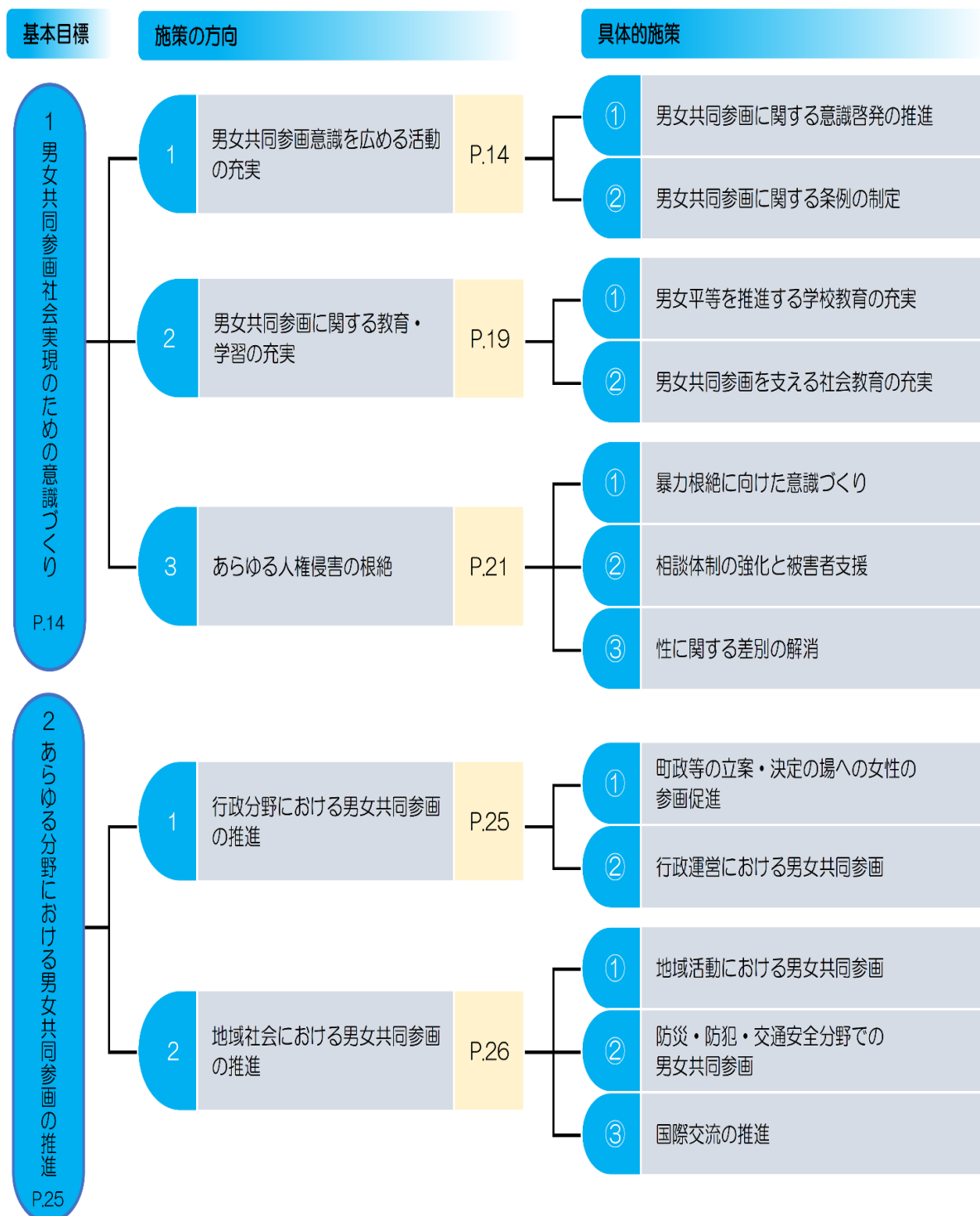
基本目標4 多様な働き方の実現に向けた社会づくり

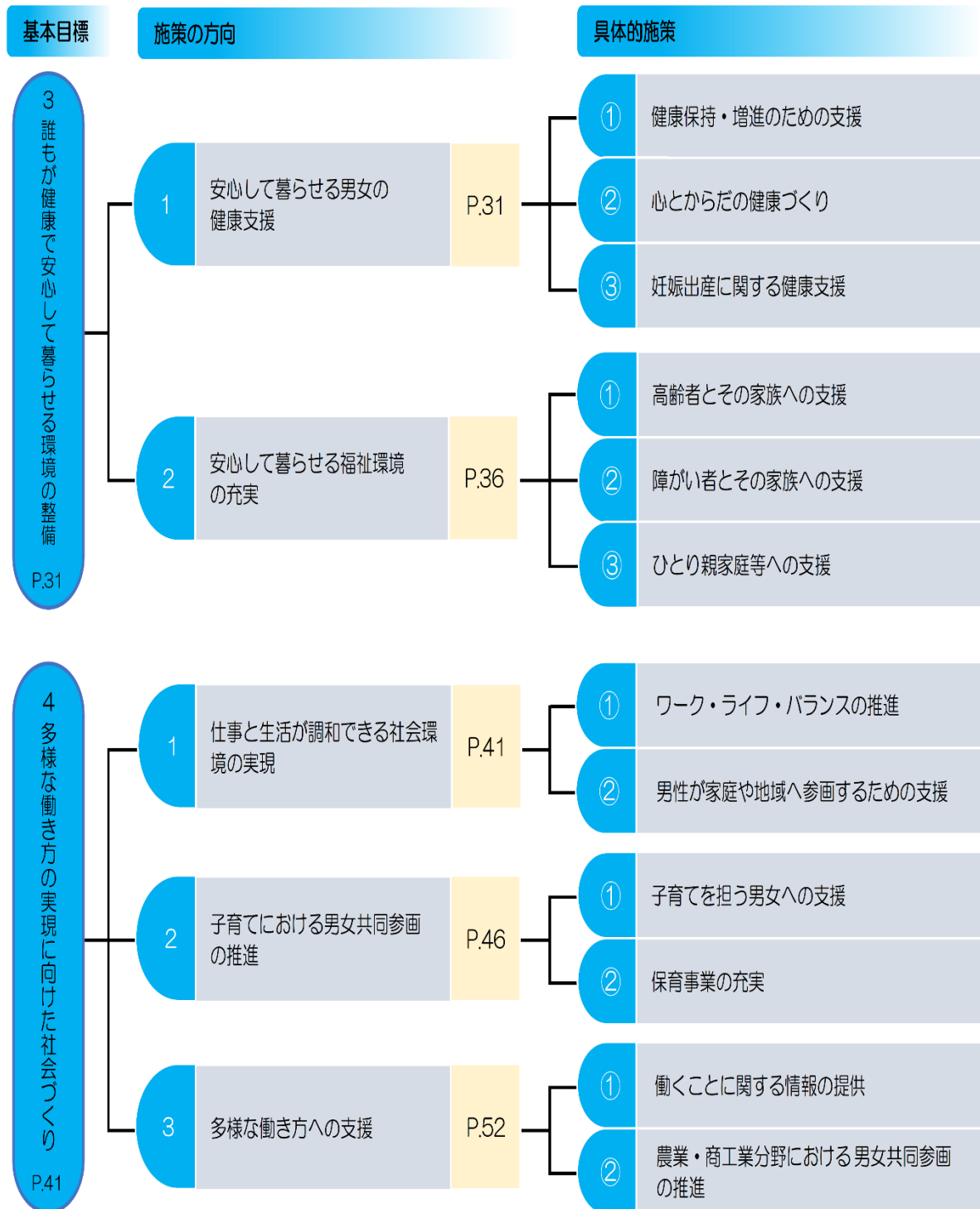
男女がともに、自らの意欲と能力を持って多様な生き方や働き方が選択できるよう、働く人の意識改革と事業者の理解が進むよう啓発活動を推進します。また、仕事や家庭の両立を可能にするため、子育てを支援する公的サービスの充実や、子どもが地域で安心して遊べる場所や機会の提供に努めます。

男女がともに、対等なパートナーとして働き続けられるよう、労働に関する法律や制度の周知、固定概念にとらわれず職業を自由に選択できるよう、様々な情報の提供に努めます。

⁹ 性的マイノリティ 同性に恋愛感情を持つ人や、生まれ持った性（体の性）と心で感じている性（心の性）が一致しない人などのこと。

3. 計画の体系





第4章 計画の内容

- 基本目標 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり
 - 基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進
 - 基本目標 3 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備
 - 基本目標 4 多様な働き方の実現に向けた社会づくり
- 目標値の設定

第4章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

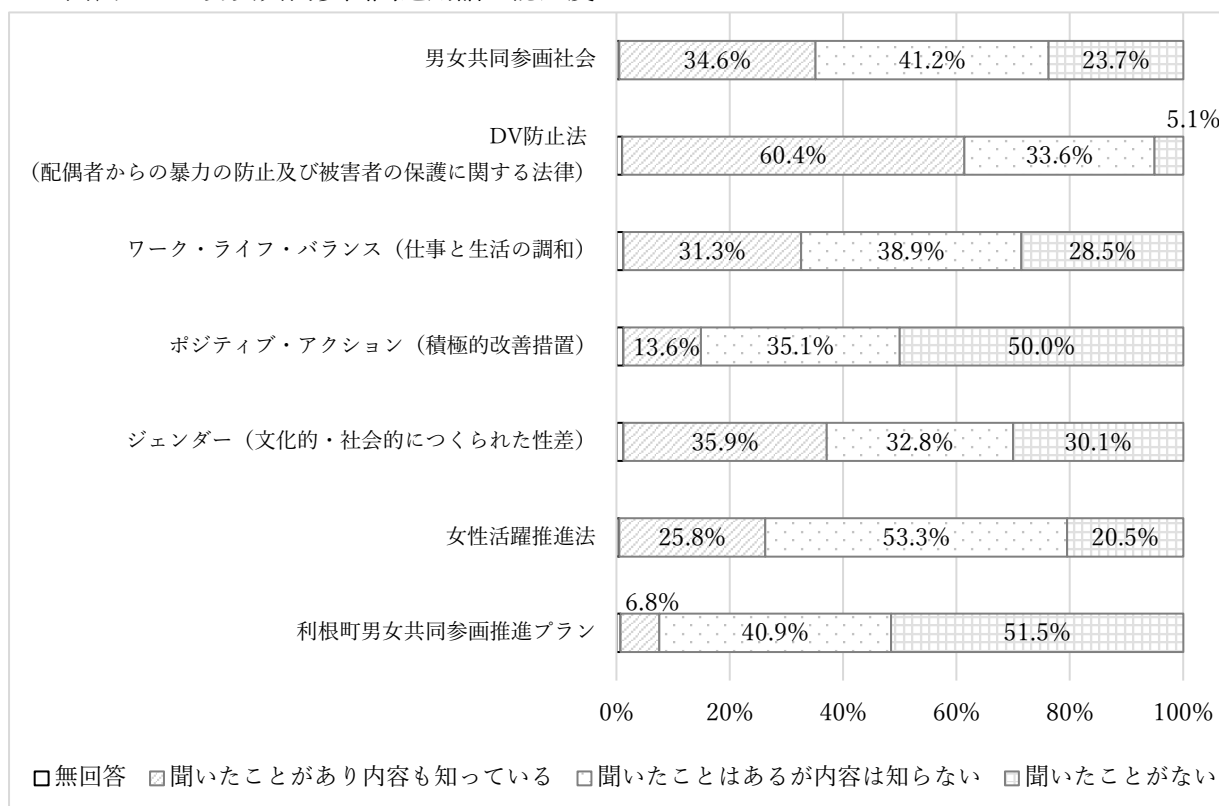
施策の方向1. 男女共同参画意識を広める活動の充実

現状と課題

①男女共同参画関連用語の認知度

住民アンケート調査結果によると、男女共同参画関連用語の認知度【図表 1-1】では、最も認知度が高かったのは「DV防止法」で、次いで「ジェンダー」、「男女共同参画社会」となっています。一方、「利根町男女共同参画推進プラン」や「ポジティブ・アクション」については、5割以上が聞いたことがないとしており、認知度の低さが目立ちます。

図表 1-1 男女共同参画関連用語の認知度

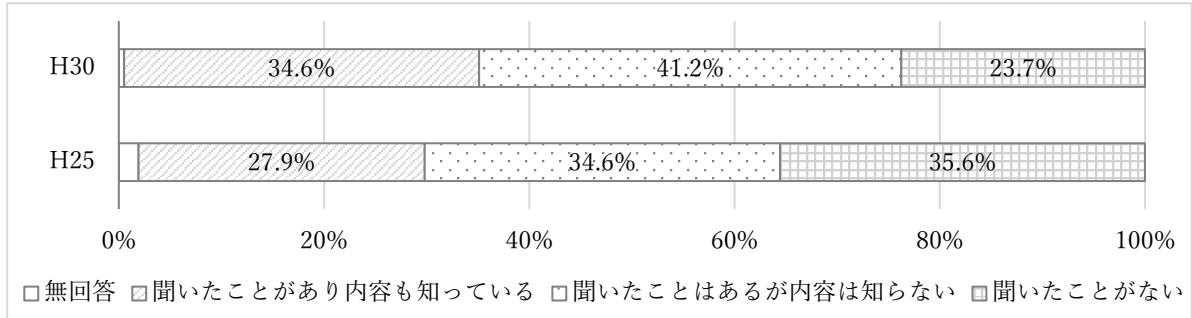


資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

②男女共同参画社会の認知度

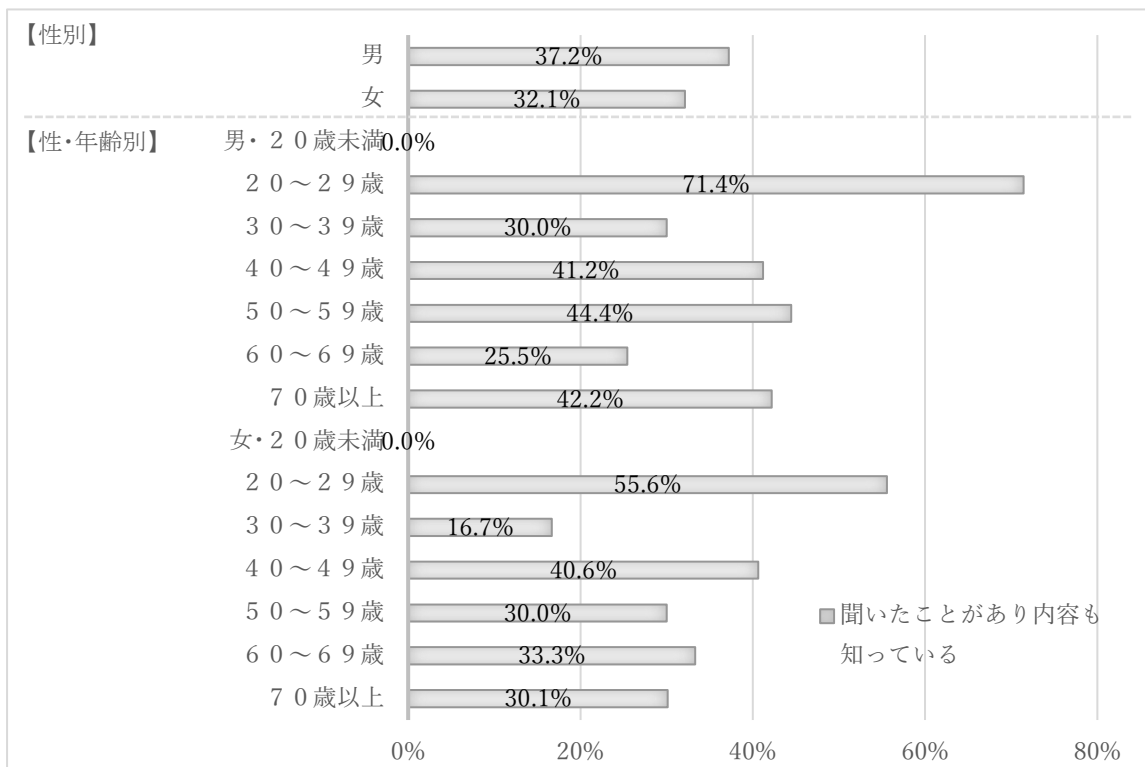
住民アンケート調査結果によると、男女共同参画社会の認知度【図表 1-2, 1-3】については、前回調査と比較すると、認知度は上がってきており、また、性・年齢別で見ると、男女とも20代における認知度が高くなっております。

図表 1-2 「男女共同参画社会」の認知度（前回比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 1-3 「男女共同参画社会」の認知度（性・年齢別）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

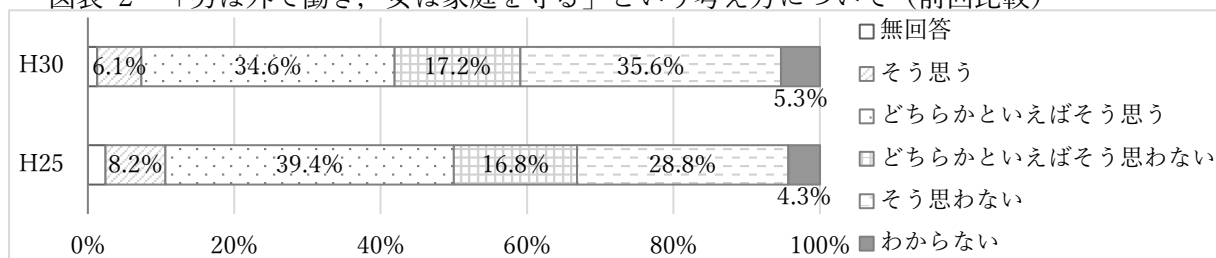
第4章 計画の内容（基本目標1）

③性別による固定的役割分担意識

住民アンケート調査結果によると、性別による固定的役割分担意識【図表2, 3】については、前回調査と比較すると、「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方、「男だから」、「女だから」と性別だけで決めつけていることがある」という考え方については、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と思う人が増加しています。しかし、「性別だけで決めつけていることがある」とについては、6割以上の人が「そう思う・どちらかといえばそう思う」としており、性別による固定的役割分担意識がまだまだ根強く残っていることが分かります。これを解消するために繰り返しの意識啓発を推進していく必要があります。

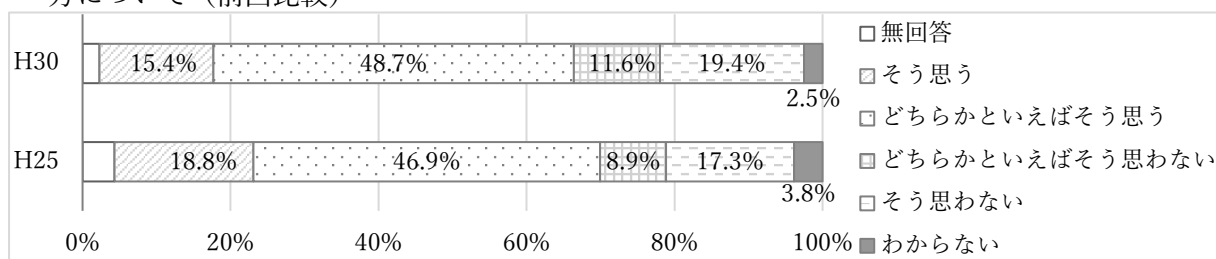
また、「結婚は個人の考えであるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」【図表4】については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が増加しており、従来の男性観、女性観に縛られない考え方が浸透してきていると思われます。

図表2 「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について（前回比較）



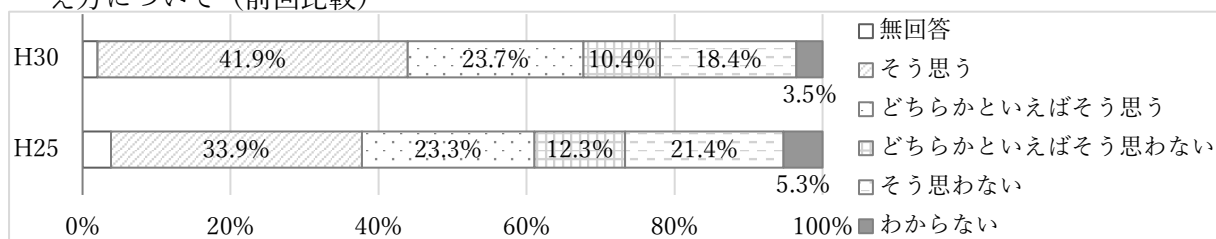
資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表3 「男だから」、「女だから」と性別だけで決めつけていることがある」という考え方について（前回比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表4 「結婚は個人の考えであるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について（前回比較）

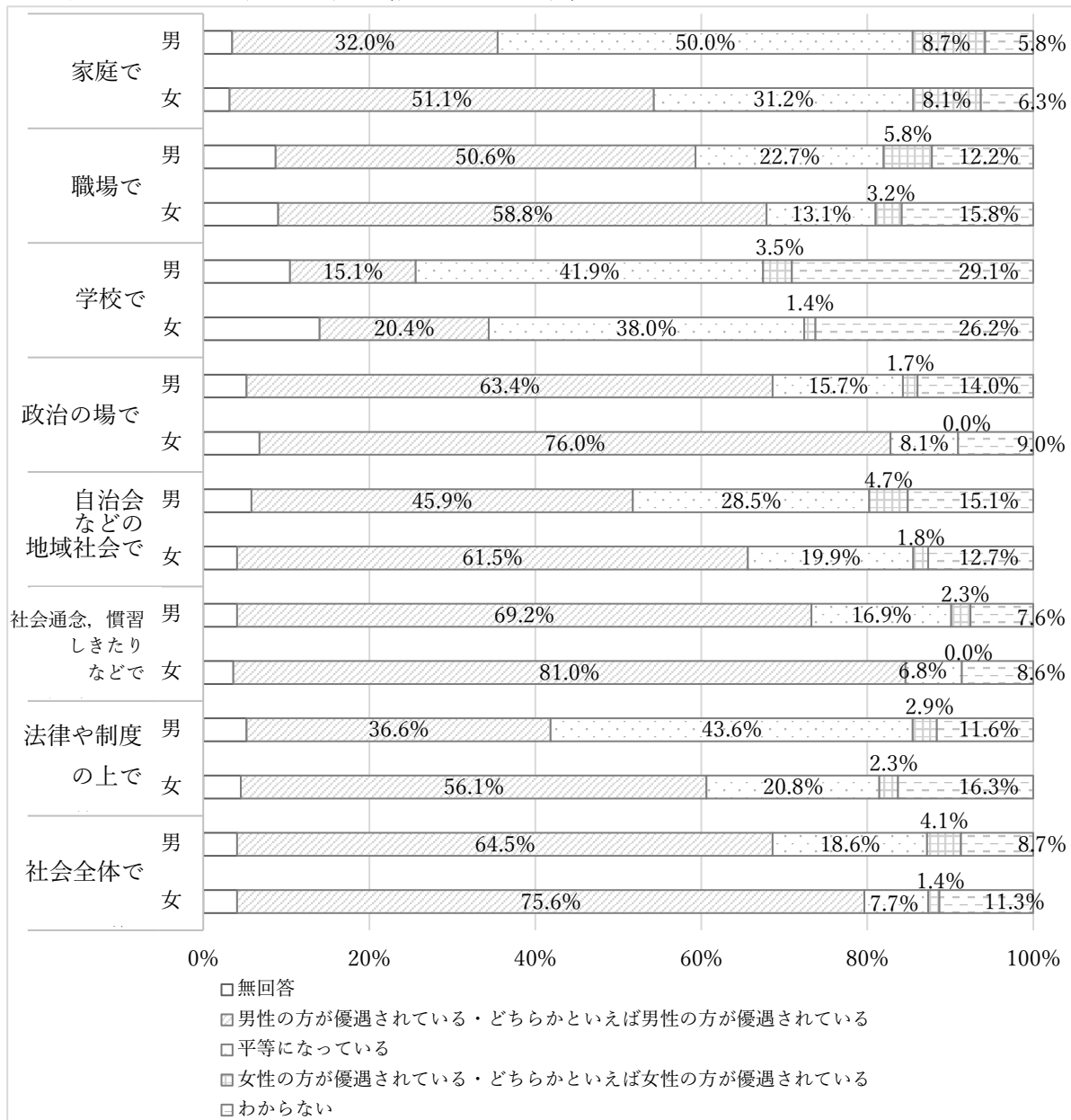


資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

④男女の地位の平等感

住民アンケート調査結果によると、男女の地位の平等感【図表5】については、「学校で」の設問において平等であると思う人の割合が高いです。しかし、全般的に男性の方が優遇されていると思う人の割合が高く、社会全体で見ると、まだまだ男性優遇の傾向が見られます。また、性別で比較すると、どの設問に対しても男性より女性の方が平等になっていると思う人の割合が低く、男女間で意識に差があることがわかります。

図表5 男女の地位の平等感（性別ごとの比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

第4章 計画の内容（基本目標1）

具体的施策

①男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女共同参画に関する町民意識を把握するとともに、男女共同参画関連の情報を広報紙や町公式ホームページ・町公式 SNS、イベント、男女共同参画コーナー等を利用して積極的に提供していきます。また、各種研修会等の情報を発信し、町民の学ぶ機会の提供と参加の促進に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
男女共同参画に関する情報の提供と普及啓発	男女共同参画に関する取り組みや関連法令について、広報紙・町公式ホームページ・町公式 SNS・イベント等で情報提供を行います。 さらに、国・県等が開催する各種セミナー等の情報を収集し、参加を呼びかけ、男女共同参画意識の啓発を図ります。	企画課
図書館活用による男女共同参画関係図書・資料の提供	図書館内の男女共同参画コーナーにて関連の図書やパンフレット、チラシ等を配置して情報を発信します。また、関連 DVD 等を館内で視聴できるように設置し、男女共同参画の意識啓発に努めます。	生涯学習課
定期的な意識・実態調査の実施	5年ごとに男女共同参画に関する意識・実態調査を実施します。	企画課

②男女共同参画に関する条例の制定

国や茨城県の男女共同参画に関する各種法律や制度について研究し、町の男女共同参画に関する条例や制度の確立を図ります。

事業名等	事業内容	担当課
男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画に関する各種法律や制度について調査研究を行い、利根町男女共同参画推進条例を制定します。	企画課

施策の方向2. 男女共同参画に関する教育・学習の充実

現状と課題

住民アンケート調査結果によると、男女の地位の平等感【P.23 図表5】については、「学校で」の設問において平等であると思う人の割合が他の分野と比べると高いですが、男女間での意識の差は見られます。

すべての人が、意欲に応じて、仕事・家庭・地域社会あらゆる分野で活躍できる社会を実現するためには、制度を整えるのみでなく、一人ひとりの考え方も変わっていかねばなりません。

次世代を担う子どもたちに、性別による固定的役割分担意識を植え付けないためにも、子どもの頃から人権を尊重する心を育むことが重要です。そのためにも、学校教育はもとより、家庭や地域社会等あらゆる場面において、男女共同参画の視点に立った教育や学習活動を推進する必要があります。

また、町民一人ひとりが、男女共同参画に関する正しい理解に基づき、家庭生活や地域活動に自ら積極的に取り組むことができるよう、環境づくりや意識の啓発が重要です。

具体的施策

①男女平等を推進する学校教育の充実

小中学校において男女平等の視点に立った人権教育を推進するとともに、教職員への意識啓発に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
人権教育の推進	社会科、道徳科等を要とした人権問題学習授業、人権に関する作品募集、老人福祉施設との交流による思いやりの心の育成授業などをつうじて、人がともに生きるにはどうしたらよいのか学習する機会を提供します。 また、人権について話し合い人権標語を決定・発表し、友達と仲良く助け合って生活することの大切さを意識づけます。	学校教育課 指導室

第4章 計画の内容（基本目標1）

事業名等	事業内容	担当課
教職員向け人権教育研修会の実施	人権教育指導についての共通理解を深めるとともに、指導力の向上を目指した研修を実施します。	学校教育課 指導室
自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進	町内小中学校に通う特別な支援を必要とする児童生徒に対し、サポートを行う特別支援教育支援員を配置することにより、個々の特別な支援を必要とする児童生徒に応じた適切な教育を実施します。	指導室
小中学校における適切な性に関する指導の実施	町内小中学校の保健体育等の授業において、健康や性に関する正しい知識を学習する機会を提供します。	学校教育課 指導室

②男女共同参画を支える社会教育の充実

男女共同参画に関する学習機会の充実を図るため、人権に関する研修や講演会などを実施し、町民の男女共同参画意識の醸成に努めます。また、日常生活が充実したものとなるよう、趣味を見つける講座など学習機会の提供に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
生涯学習活動における男女共同参画の実施	町民が男女共同参画の意識をもって、自主的なサークル活動等を継続できるよう支援します。	生涯学習課
人権に関する講演会の実施	人権に関する幅広い認識を深める機会となるよう、講演会等を開催し、町民が人権を尊重する意識の醸成に努めます。	福祉課
男女共同参画の視点に立った講座の実施	男女がともに学び、親睦を図る機会を提供するために講座を開催します。また、働く男女が参加しやすいように土・日曜日や夜間に講座を開催する等工夫をします。	生涯学習課
男女共同参画に関する出前講座の実施	茨城県の男女共同参画推進員等と連携して、男女共同参画の意識啓発のための出前講座を実施します。	企画課

施策の方向3. あらゆる人権侵害の根絶

現状と課題

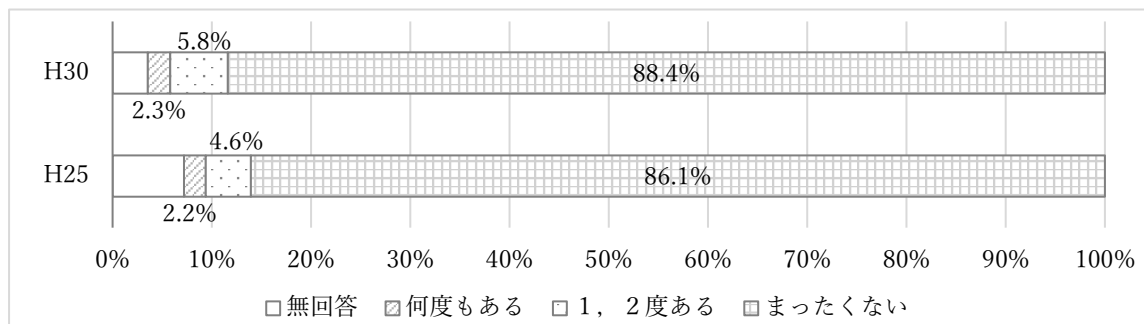
住民アンケート調査結果によると、配偶者や恋人からの暴力【図表 6-1, 6-2】については、全体としての割合は低いですが、前回調査よりも暴力行為を受けたことがあるとした人が増えています。性別で比較すると、女性の方が「ある」とした人の割合が多くなっており、被害者の多くは女性であることがわかります。また、暴力行為を受けたことがあるとした人で周囲へ相談した人【図表 7】は、4割弱となっており、相談窓口等被害者支援の強化及び周知の徹底が求められています。

男女が対等なパートナーとして社会で活躍するためにも、暴力は絶対にあってはならないものであり、重大な人権侵害です。暴力には、身体的なもののほか、精神的、性的な暴力も含まれ、また、デート DV といわれる一緒に暮らしていない交際相手からの暴力も問題となっています。

男女の人権がともに尊重され、安心して暮らすことができるよう、暴力防止に関する啓発と相談体制の充実等の被害者支援を実施し、あらゆる暴力の根絶を図る必要があります。

また、近年では、性の多様なあり方への理解が少しずつ広がってきておりますが、性的マイノリティの方への偏見や差別は解消されておられません。すべての人の人権の尊重のために、多様な性のあり方の理解に向けて啓発を実施する必要があります。

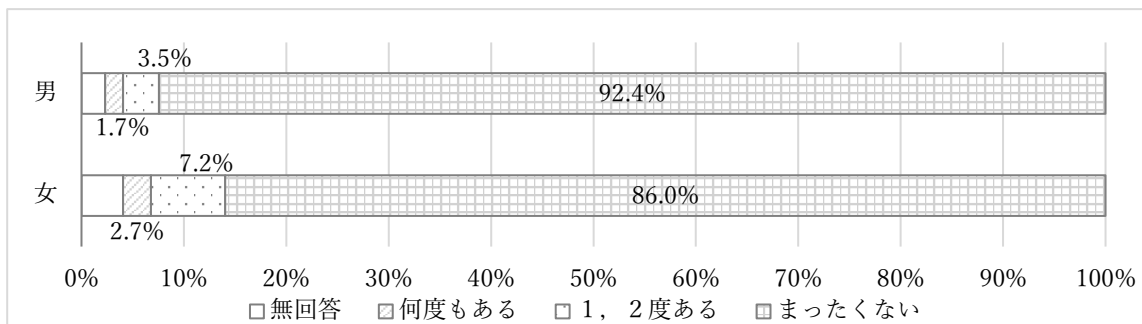
図表 6-1 配偶者や恋人からの暴力（前回比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

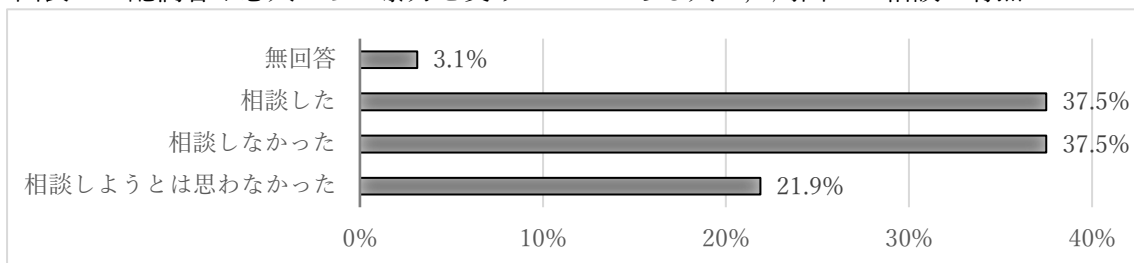
第4章 計画の内容（基本目標1）

図表 6-2 配偶者や恋人からの暴力（性別ごとの比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 7 配偶者や恋人からの暴力を受けたことがある人で、周囲への相談の有無



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①暴力根絶に向けた意識づくり

重大な人権侵害である男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等を未然に防ぐため、暴力等に関する基礎知識を認識してもらうよう啓発に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスの根絶及びストーカー防止に関する啓発	配偶者や恋人など親密な関係者間での暴力やストーカーは犯罪であるという意識の浸透と理解の促進を図るため、広報紙や町公式ホームページ等をつうじて、啓発活動を行います。	福祉課 企画課 総務課
セクシュアル・ハラスメント根絶に関する啓発	職場や地域社会等におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する情報を町公式ホームページ等で提供し、根絶に向けた啓発活動を実施します。	企画課
児童虐待の防止等に関する啓発	子どもの人権や児童虐待防止に向けた啓発を行います。	子育て支援課

②相談体制の強化と被害者支援

町民にとって、最も身近な行政である町の役割は重要であることから、的確な相談ができるよう支援情報の収集に努め、被害者が安心して相談できるよう体制を整えます。また、茨城県等の被害者支援ネットワークに繋ぐ等、被害者の安全を最優先に考えた支援に努めます。

さらに、ドメスティック・バイオレンスの問題を抱えている家庭においては、児童虐待のリスクも高いことから、保健・医療・教育など関係機関と連携を図りながら、児童虐待防止対策を推進します。

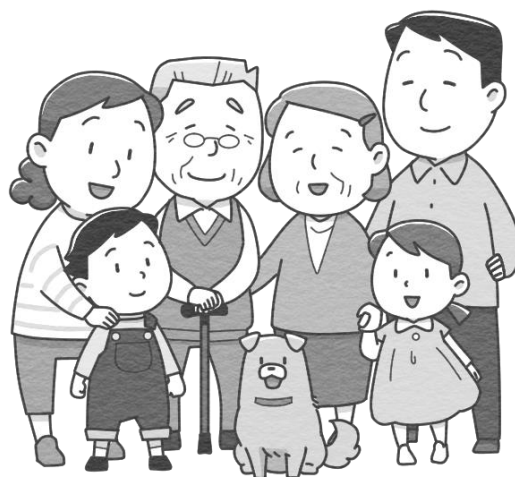
事業名等	事業内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスに関する相談体制の整備	相談窓口を設置し体制の強化に努めるとともに、各課との連携により被害者情報の漏えいに留意し、秘密を厳守します。また、問題解決に向けた質の高い相談や情報提供ができるよう人材育成を図ります。	福祉課 関係各課
ドメスティック・バイオレンス被害者への支援	茨城県等の関係機関との連携を強化することにより、緊急的・一時的な保護・支援を行います。また、加害者に対し、被害者等の住民情報に関する閲覧の制限等の支援措置を行います。	福祉課 住民課
無料法律相談の実施	予約制により弁護士による相談を行います。	福祉課
人権相談の実施	人権問題等で困っている方を対象に相談窓口を開設し、人権擁護委員による人権相談を行います。	住民課
児童虐待の早期発見・早期対応	要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携しながら、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図り、よりよい育児環境づくりを目指します。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点設置事業	児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めるため、子ども家庭総合支援拠点を設置します。	子育て支援課 関係各課

第4章 計画の内容（基本目標1）

③性に関する差別の解消

性的マイノリティの方へ国や茨城県で実施している制度に関する情報の提供や多様な性のあり方に対する理解を促進するための啓発を行います。

事業名等	事業内容	担当課
性的マイノリティに関する啓発	性的マイノリティへの理解を促進するための情報提供や啓発を行います。	企画課 福祉課



基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向1. 行政分野における男女共同参画の推進

現状と課題

町では、町政への女性の参画機会拡大を図るため、審議会等委員への女性の積極的な登用に取り組んでおり、女性の登用率【図表8】は、取り組みを開始した平成20年と比べると10.9ポイント上昇しております。しかし、男性と比べるとその割合は依然として低い状況にあります。

男女が社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画するために、政策や方針の決定の場においても、女性の意見や考え方を十分に反映させていくことが重要です。

また、男女で社会を支え、家庭・地域をとともに担い、責任を持つ、男女共同参画社会の実現に向け、男性の家庭への参画のため、男性の育児休業等の取得を促進する必要もあります。

町の男女共同参画を実効性のあるものとして進めていくためにも、庁内全体で男女共同参画に対する意識を高め、推進体制を強化していくことが求められます。

図表8 利根町における審議会等委員への女性の登用状況（各年度4月1日調査 企画課）

平成20年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
16.0%	26.6%	26.2%	25.3%	26.9%

具体的施策

①町政等の立案・決定の場への女性の参画促進

意欲と能力ある女性が活躍する機会を広げ、女性の能力が幅広い分野で発揮されるよう、各種審議会等への女性の参画と女性職員の職域の拡大を図ります。

事業名等	事業内容	担当課
審議会等女性委員の積極的な登用	審議会等の政策・方針決定の場へ女性の参画を拡大するため、各種審議会等の女性委員構成割合を引き上げるよう、各課に働きかけます。	企画課 関係各課
女性職員の職域の拡大	能力に応じて管理職への女性の登用を図るなど、幅広い分野に女性を配置します。	総務課

第4章 計画の内容（基本目標2）

②行政運営における男女共同参画

男女がともに働きやすい職場となるよう職員への男女共同参画意識の啓発に努めます。また、庁内においては、男女共同参画推進会議ワーキングチームを中心に施策や事業の推進を図ります。

事業名等	事業内容	担当課
職員への男女共同参画意識啓発	職員が仕事をするうえで男女共同参画の視点に立った事務事業に取り組めるよう、職員に向けた男女共同参画の意識改革を図ります。	企画課
選挙における投票管理者・投票立会人の積極的な女性の登用	選挙の投票所における投票管理者・投票立会人に女性を積極的に登用し、女性の選挙管理業務への参画を促進します。	総務課
男性の育児休業・介護休業等取得促進	全庁的に育児・介護休業等の制度の周知を図るとともに、対象となる職員への働きかけを徹底することで、男性職員の育児・介護休業等の取得を促進します。	総務課
ハラスメント根絶に向けた取り組みの実施	町職員に対し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント ¹⁰ 根絶のための意識啓発を行います。また、相談窓口を設置します。	総務課

施策の方向2. 地域社会における男女共同参画の推進

現状と課題

住民アンケート調査結果によると、地域活動については、今後参加してみたい活動【図表9-1】では、「趣味やサークル等の活動」が最も多く、次いで「参加してみたいと思わない」となっています。特に男女とも40歳未満で参加してみたいと思わないとした割合が高く、若い世代での地域活動への意識の低さが見られます。

¹⁰ パワー・ハラスメント 略して「パワハラ」ともいい、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為

また、「自治会などの地域社会」における男女の地位の平等感については、内閣府が平成28年度に実施した「男女共同参画に関する世論調査」の結果【図表 9-2】と比較すると、国と町とで、男性優遇・平等でそれぞれ20%ほどの開きが出ています。本町は、全国と比べ、地域社会における男性優遇の考えが強く残っていると考えられます。

さらに、本町の深刻な課題である少子高齢化や単身世帯の増加は、地域社会活動の主たる場でもある住民自治組織の活動にも大きな影響を及ぼしています。

地域社会に残る古いしきたりや慣習をなくし、男性も女性も、子どもから高齢者まで、できるだけ多くの人々が参画できる地域社会を目指し、意識啓発と活動促進のための支援を進めていく必要があります。

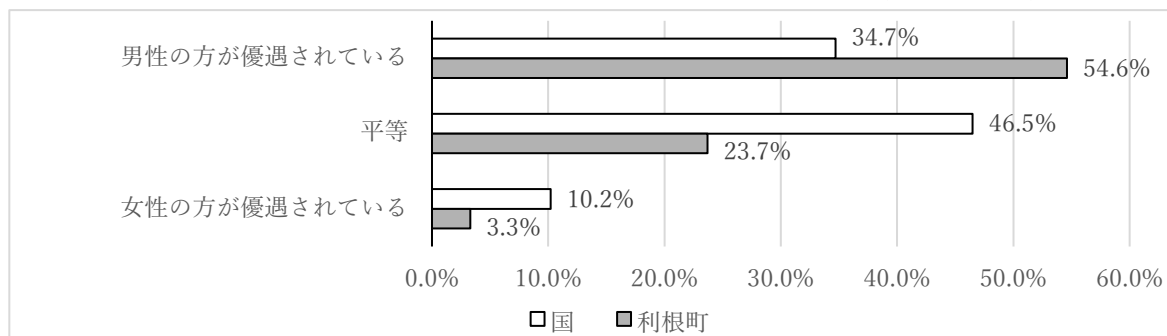
図表 9-1 今後参加してみたい地域活動

		自治会等の地域活動	各種女性団体の活動	保護者会、PTA活動	子ども会等の指導や世話	趣味やサークル等の活動	ボランティア等の社会活動	政策決定に関わる活動	その他の活動	参加してみたいと思わない
男		14.5%	0.6%	1.2%	4.1%	34.9%	19.2%	9.3%	8.7%	25.0%
女		8.1%	6.8%	5.4%	5.0%	32.1%	15.4%	3.6%	6.3%	24.9%
男	20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	20~29歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	71.4%
	30~39歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0.0%	60.0%
	40~49歳	23.5%	5.9%	5.9%	11.8%	52.9%	23.5%	17.6%	5.9%	5.9%
	50~59歳	11.1%	0.0%	5.6%	0.0%	44.4%	27.8%	11.1%	11.1%	22.2%
	60~69歳	16.4%	0.0%	0.0%	5.5%	41.8%	23.6%	5.5%	7.3%	21.8%
	70歳以上	15.6%	0.0%	0.0%	3.1%	26.6%	14.1%	10.9%	12.5%	21.9%
女	20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20~29歳	0.0%	11.1%	22.2%	11.1%	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	44.4%
	30~39歳	12.5%	4.2%	12.5%	20.8%	20.8%	20.8%	4.2%	4.2%	33.3%
	40~49歳	3.1%	0.0%	12.5%	3.1%	21.9%	25.0%	3.1%	9.4%	15.6%
	50~59歳	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	20.0%	5.0%	20.0%	30.0%
	60~69歳	15.9%	15.9%	3.2%	3.2%	47.6%	17.5%	4.8%	7.9%	19.0%
	70歳以上	4.1%	4.1%	1.4%	2.7%	27.4%	6.8%	2.7%	1.4%	27.4%

資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告（H31）

第4章 計画の内容（基本目標2）

図表 9-2 「自治会などの地域社会」における男女の地位の平等感（国との比較）



国 n=2,645 利根町 n=396

具体的施策

①地域活動における男女共同参画

地域社会活動に対する理解が深まり、子どもから高齢者まで幅広い世代の町民が参画できるように、情報提供や参加を促す意識啓発に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
住民自治組織における男女共同参画意識の啓発	住民自治組織活動において、男女共同参画意識の醸成を図るために、区長会の会議等において各組織の代表の方に対し、意識啓発や研修会等の情報提供を行います。また、新年度の区長等の推薦時に、女性の区長や班長を推薦していただけるよう積極的な啓発を行います。	総務課
大学連携事業による地域の活性化	日本ウェルネススポーツ大学の学生や教授等の持つ専門知識を活用し、地域住民や子どもたちとのスポーツや健康づくり等をつうじた交流を図ります。	企画課 関係各課
ふれあい楽集バンク事業	いつでも、どこでも、だれでもが学び、そして教えあえるよう、登録されたボランティア指導者の方々に講座等の講師になっていただき、町内の生涯学習の輪を広げるための人づくり、地域づくりを推進します。	生涯学習課
町民参加による美化活動の推進	クリーン作戦、霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦等の地域活動に参加することで、環境美化とともに町民相互の交流を図ります。	環境対策課

②防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

地域における防災・防犯・交通安全等の活動は、地域住民のつながりや地域力の向上にも結びつく重要な地域活動といえます。男女がともに地域活動に参画し連帯感を深め、安全・安心なまちづくりが推進されるよう、女性の参画を促進します。さらに、災害時における対応にあたっては、女性の視点を取り入れ、様々な人々に配慮した防災体制を整えます。

また、子どもたちが自ら危険を回避できるよう、防犯教育や交通安全教育を推進します。

事業名等	事業内容	担当課
災害時における復旧・復興の場への女性の積極的な参加促進	女性や子ども、高齢者、障がい者等に十分に配慮されたものとなるよう、女性視点を取り入れた防災備品の確保及び避難所の運営を実施します。	総務課
地域の防災活動への女性の積極的な参加促進	女性や乳幼児にも配慮した避難対策が講じられるよう、自主防災組織や住民自治組織への女性の積極的な参加促進を図ります。	総務課
女性消防団による防火・防災活動の推進	幼稚園や保育園、またイベント等で、女性消防団員による火災時の対応や災害時の非常持ち出し品の紹介などを行い、女性視点で防火・防災活動を推進します。	総務課
町民参加による防犯活動・防犯教育の推進	防犯連絡員や自主防犯活動において、男女がともに参画し子どもたちの見守りや青少年の健全な育成に寄与するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。また、小学校で安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に不審者対応防犯教室等を実施します。	総務課 学校教育課
子どもを守る110番の家・児童登下校時見守り事業の実施	事件、事故から子どもを守るため、警察や小中学校・PTA等と連携しながら、通学路に面した一般家庭や商店等を緊急避難場所として、「子どもを守る110番の家事業」を実施します。また、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりの一環で、児童が登下校する際に地域ボランティアによる見守りを行います。	学校教育課
交通安全教育の実施	交通安全協会、交通指導隊、交通安全母の会が連携し、男女それぞれの視点から交通安全の啓発を行います。	総務課

第4章 計画の内容（基本目標2）

③国際交流の推進

国際的視野を持った人材育成を図るため、子どもたちの英語教育の推進及び国際交流ボランティアの活動を支援します。また、町内に居住する外国人の利便性向上のための情報提供を充実させます。

事業名等	事業内容	担当課
国際理解教育の推進	小中学校に英語指導講師（ALT）を配置し、語学の習得だけでなく、外国への理解を深め、国際感覚を身につけるための学習環境を整えます。	指導室
英語教室事業の実施	小学生を対象とした英語教室を実施することで、学年地域関係なく子どもたちが交流しながら、英語を学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
国際交流に関する活動支援	日本文化、外国文化の相互理解を促進します。また、国際交流を推進するボランティア団体を支援します。	生涯学習課
外国人への情報提供の充実	外国人住民の利便性の向上を目的として、外国語版ホームページを充実させ、生活や防災情報等を提供します。	総務課



基本目標 3 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備

施策の方向1. 安心して暮らせる男女の健康支援

現状と課題

住民アンケート調査結果によると、日常生活での不満、悩み、苦勞、ストレス【図表 10-1】については、60歳未満の方においては、ある・多少あると回答された人が6割以上となっております。その原因【図表 10-2】については、60歳未満の男性では「仕事関係の問題」、60歳未満の女性では「家庭問題」が多くなっています。また、60歳以上では、男女とも「健康問題」が多くなっています。

男女が互いの身体的性差を理解し尊重しあいながら、ともに健やかに安心して暮らすことは、男女共同参画社会形成の大前提となります。ライフステージに合わせて、男女それぞれが直面する健康上の問題について、互いに理解し、すべての人が生涯をつうじて健康に暮らせるよう、健康をあらゆる面から支援する必要があります。

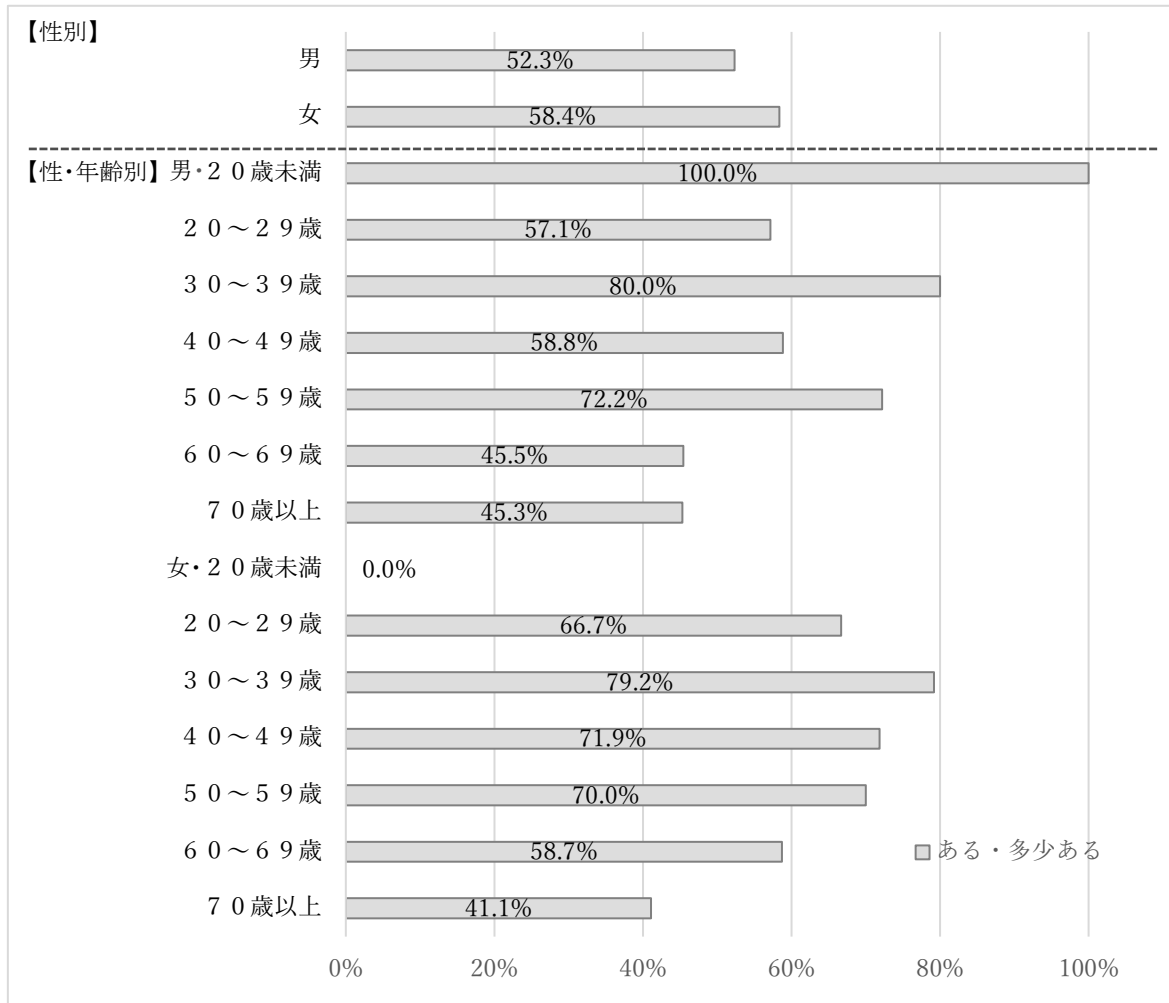
特に、女性は、妊娠出産等の女性特有の健康上の問題があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）¹¹という考えにより、女性には妊娠や出産を自ら決める権利があります。すべての女性が生涯をつうじて、健康のために自らのからだについて正しい知識を持ち、健康管理ができるよう支援し、また周囲も女性特有の問題を理解し、女性の思いを尊重する必要があります。



¹¹ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利） 女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

第4章 計画の内容（基本目標3）

図表 10-1 日常生活での不満，悩み，苦勞，ストレスのある人



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）



図表 10-2 日常生活での不満、悩み、苦勞、ストレスの原因

		無回答	家庭問題	健康問題	経済的な問題	仕事関係の問題	男女問題	学校問題	その他
男		3.3%	18.9%	46.7%	6.7%	40.0%	3.3%	2.2%	8.9%
女		7.0%	48.8%	42.6%	22.5%	21.7%	5.4%	3.9%	17.1%
男	20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	20～29歳	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%
	30～39歳	0.0%	25.0%	62.5%	25.0%	75.0%	12.5%	0.0%	0.0%
	40～49歳	0.0%	20.0%	10.0%	0.0%	90.0%	0.0%	10.0%	10.0%
	50～59歳	7.7%	15.4%	7.7%	23.1%	61.5%	7.7%	0.0%	7.7%
	60～69歳	4.0%	16.0%	52.0%	4.0%	28.0%	4.0%	0.0%	4.0%
	70歳以上	3.4%	20.7%	75.9%	0.0%	13.8%	0.0%	0.0%	13.8%
女	20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20～29歳	0.0%	33.3%	50.0%	50.0%	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%
	30～39歳	0.0%	73.7%	42.1%	42.1%	21.1%	21.1%	5.3%	10.5%
	40～49歳	0.0%	56.5%	26.1%	34.8%	52.2%	4.3%	17.4%	17.4%
	50～59歳	57.1%	57.1%	21.4%	28.6%	35.7%	0.0%	0.0%	14.3%
	60～69歳	0.0%	43.2%	51.4%	10.8%	8.1%	2.7%	0.0%	16.2%
	70歳以上	3.3%	33.3%	53.3%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	26.7%

資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①健康保持・増進のための支援

男女が自らの健康保持のために、積極的に体力向上等の活動に取り組めるよう支援します。

事業名等	事業内容	担当課
スポーツ振興と推進体制の充実	地域に根ざしたスポーツを推進するため、体育協会やスポーツ少年団を支援します。また、地域のスポーツの発展に寄与することを目的に、スポーツ推進委員等に、多様なスポーツの指導者を委嘱することにより推進体制の一層の充実を図ります。	生涯学習課

第4章 計画の内容（基本目標3）

事業名等	事業内容	担当課
スポーツイベントの開催	町民の健康増進及び交流機会の提供を目的とした、誰もが気軽に参加できるスポーツの祭典として町民運動会を実施します。また、スポーツをつうじた健康増進と、近隣地域とのコミュニケーションを図るためにウォーキング大会や駅伝大会を実施します。	生涯学習課
学校体育施設開放事業	平日の夜間、土・日曜日等に学校の体育施設を地域住民のスポーツ活動に開放します。	生涯学習課

②心とからだの健康づくり

男女が、自らの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、各種検診や健康相談の実施、学習機会の提供に努めます。また、心の健康づくりのための支援も実施します。

事業名等	事業内容	担当課
特定保健指導事業等の実施	生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、特定健康診査を実施し、その結果により、特定保健指導対象者に対し、生活習慣改善指導を実施します。また、重症化予防のため、糖尿病性腎臓病患者への早期の保健指導を実施します。	保険年金課
検診・健康相談・健康教育の実施	各種がん検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診等を実施します。また、生活習慣病及び重症化予防のための講演会、相談、教育を実施します。	保健福祉センター
心の健康づくりの推進	精神保健相談やこころの健康づくり講演会を実施します。また、自殺予防を目的としたゲートキーパー ¹² 研修会の実施や心の健康づくりカレンダーの作成及びメンタルヘルスチェック「心の体温計」の活用を推進します。	保健福祉センター
食育の推進	食生活改善推進員を中心に、食生活の重要性を啓発し、生活習慣病予防のための正しい栄養・食生活の普及及び地域の健康づくり・食育の普及に努めます。	保健福祉センター
教育相談事業の実施	教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し、不安や悩みを持つ児童生徒の心のケアに努めます。	指導室

¹² ゲートキーパー 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

③妊娠出産に関する健康支援

妊娠出産に関する知識の普及や母子・乳幼児の健康管理の向上を図るための支援に努めます。また、父親が妊娠出産期に主体的に関われるよう、男性が参加しやすい学習機会の提供に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
母子健康手帳交付	妊娠届出を行った妊婦に対して妊娠・出産・育児まで一貫して、健康状態などを記録する手帳を交付します。交付時には全員と面接を行い、妊娠中から今後の生活についての相談や必要なサービスの紹介をします。	保健福祉センター
妊産婦医療福祉費支給制度	妊産婦の方を対象に、所得が基準額以下の場合に、妊娠届出をした（母子手帳交付を受けた）月の属する初日から、出産の翌月末まで、医療費の一部を助成します。	保険年金課
妊産婦健康診査及び妊産婦保健指導の実施	女性のからだに多くの変化を伴う妊娠出産の経過を不安なく過ごせるよう、妊娠中に必要な健康診査の費用を一部助成し妊産婦健康診査の受診率を促します。また、妊産婦やその家族に対し、妊娠出産の悩みについて相談に応じたり、保健指導、家庭訪問等を行います。支援が必要な人には同意を得て関係課や医療機関と連携を取り支援を開始します。	保健福祉センター
マタニティスクール（両親学級）の実施	妊産婦やその夫・家族に対して妊娠・出産・育児についての知識普及及び実技体験をとおして、親になるための準備をする機会を提供します。また、父親の育児参加や参加者同士の仲間づくりを促します。	保健福祉センター
新生児訪問の実施	新生児とその親に対して、成長・発達の確認や育児などについて訪問指導を行います。	保健福祉センター
乳幼児健康診査・乳幼児訪問指導の実施	乳幼児期の総合的な健康診査を実施します（3、4ヶ月児健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診・3歳児眼の検診）。また、乳幼児やその親を対象に訪問指導を行います。	保健福祉センター
不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部助成を行います。	保健福祉センター

第4章 計画の内容（基本目標3）

事業名等	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター(母子保健型) 運営事業の推進	妊娠期から就学前の子育て期に渡るまで、切れ目のないサポートを行います。妊娠・出産・育児に関する相談の対応や関連機関との連携による支援を行います。	保健福祉センター

施策の方向2. 安心して暮らせる福祉環境の充実

現状と課題

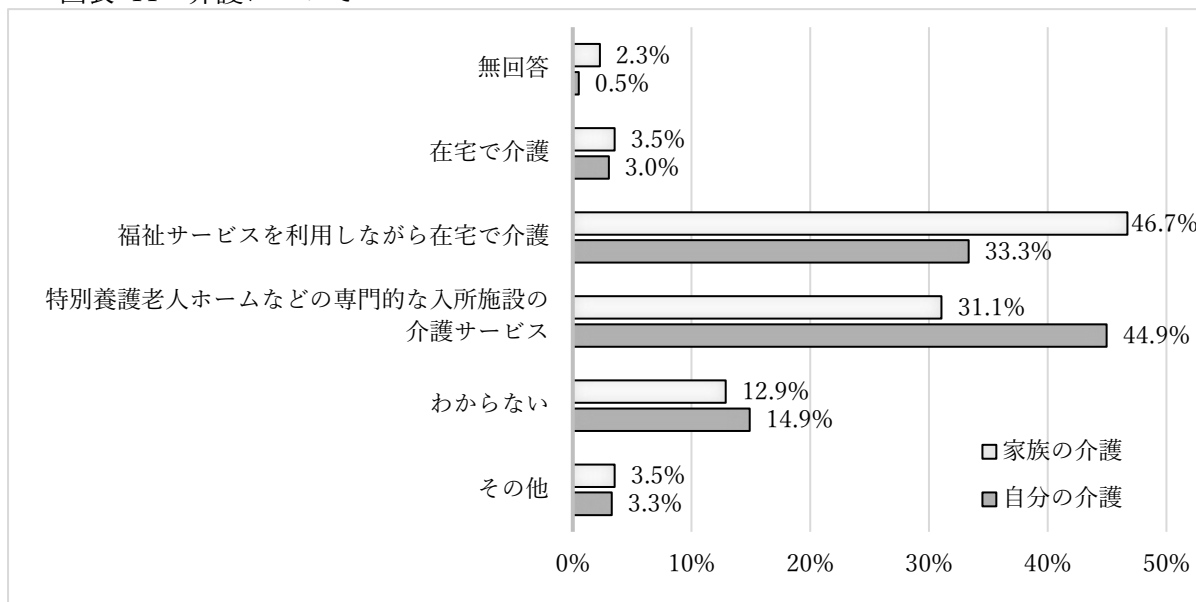
住民アンケート調査結果によると、介護【図表 11】については、家族を介護する立場になった場合においては、「福祉サービスを利用しながら在宅で介護を行う」が最も多く、自分が介護される立場になった場合においては、「特別養護老人ホームなどの専門的な入所施設で介護サービスを受けたい」が最も多くなっています。

本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、平成31年4月1日現在で42.5%となっており、今後も増加が続く見込みです。

高齢化が進み、高齢者のひとり世帯や高齢者のみの世帯も増加しており、介護の需要も増加しています。高齢者が人として尊重され、地域のなかで生きがいを持って自立した生活ができるよう、社会全体で支える支援体制の整備が求められています。

また、高齢者に限らず、障がい者やひとり親家庭等、生活するうえで様々な困難を抱える方が、家庭や地域のなかで安心して暮らせる環境を整えることは、それを支える人にとっても重要なことです。高齢者や障がい者等とその家族が安心して社会生活が送れるよう、生活支援や自立支援が求められています。

図表 11 介護について



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①高齢者とその家族への支援

高齢者が家庭や地域のなかで安心して暮らせるよう、生きがいつくりや介護予防、生活自立支援等の充実に努めるとともに、必要に応じた高齢者福祉サービス、介護保険サービスを提供します。

また、介護を担う家族に対する負担の軽減を図り、介護は男女がともに担うべき責任と役割があるという意識啓発に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
高齢者福祉情報の一元化	必要な情報を的確に利用できるよう、行政が提供している福祉サービスの情報をリンクした町公式ホームページの充実を図ります。	総務課 関係各課
公共施設の高齢者に対する施設整備	公共施設に高齢者が安心して来所できるよう、施設内の危険箇所を点検し、段差の解消や手すりの設置、高齢者向けトイレリフォームを行うなど施設整備に努めます。	財政課 関係各課
高齢者の社会参加機会の拡大（老人クラブ連合会助成事業）	町内における老人クラブ活動の活性化と、高齢者の社会参加を促進します。老人クラブ連合会女性委員会の移動教室や老人大学、演芸大会開催への支援を行います。	福祉課

第4章 計画の内容（基本目標3）

事業名等	事業内容	担当課
ふれ愛タクシー・福祉バスの運行	交通弱者の移動手段を確保するため、ふれ愛タクシー・福祉バスを運行し、さらなる利便性向上に努めます。	企画課 保健福祉センター
ひとり暮らし高齢者への支援	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、「緊急通報システム」や「愛の定期便」等を活用した見守る体制を整え、支援します。	福祉課
高齢者買い物支援事業	高齢化が進行するなか、交通手段等を理由に生活必需品（衣料品、日用雑貨等）の購入に不便を感じている一人暮らし高齢者等が、地域で安心して暮らせるようドアツードアの買い物支援を行います。	福祉課
高齢者等買い物弱者移動販売事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活に必要な食料品や生鮮産品、日用雑貨等の買い物が困難な状況にある高齢者や障がい者等に対し、地域拠点へ出向いた移動販売を実施します。	福祉課
地域包括支援センター運営事業の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう包括的及び継続的な支援を行います。また、多様な社会資源を活用できるよう事業を推進します。	福祉課
介護予防事業（地域活動支援事業）の実施	「フリフリ地区運動集会」や「シルバーリハビリ体操」などの住民主体の介護予防活動を推進し、地域活動への積極的な参加やボランティアの育成等を支援します。	保健福祉センター
介護予防事業（一般介護予防事業）の実施	高齢者が要介護状態等になるのを予防するために、各種介護予防教室や講演会、相談等の事業を実施し、一人ひとりのいきがいや自己実現のための活動的な取り組みを支援します。	保健福祉センター 福祉課
介護家族への支援	介護者の身体的・精神的負担を軽減できるよう「介護者のつどい」や介護講演会を実施するとともに、徘徊高齢者家族支援サービスによる支援を行います。	福祉課

②障がい者とその家族への支援

障がいのある方も、家庭や地域社会のなかで安心して生活できる社会を目指し、男女共同参画の視点に立った配慮と障害者自立支援法に基づくサービスを実施します。

事業名等	事業内容	担当課
障がい者の日常生活の支援	障がい者の自立の幅を広げるために、住宅リフォーム費用の助成や日常生活用具等の購入費用を補助するなど、経済的な支援を行います。	福祉課
障がい者の社会参加支援	障がい者が地域社会のなかで安心して生活し、積極的に社会参加できるよう、移動支援やコミュニケーション支援を行います。	福祉課
理学療法によるリハビリの実施	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、理学療法に基づく身体機能訓練を実施します。	保健福祉センター
短期入所（ショートステイ）事業の実施	自宅で障がい者（児）を介護する方が疾病や冠婚葬祭等により介護ができない場合などに、施設に短期入所し一時的な保護を受けられるサービスを実施します。	福祉課
放課後等デイサービス事業の実施	学校在学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の居場所を提供するとともに、生活能力向上のための訓練等を実施します。	福祉課
障がい者への相談体制の充実	障がい者が家庭や地域社会のなかで安心して生活できるよう、窓口での相談支援のほか、身体障害者相談員や知的障害者相談員などによるピアカウンセリング ¹³ を実施するための場を創設します。また、地域活動支援センターI型による相談支援の実施や福祉サービス利用者全員に利用計画書を作成し、安心して福祉サービスが受けられる体制を整えます。	福祉課
重度心身障害者医療福祉費支給制度	身体障害者手帳1・2級、又は3級の内部障がい者に該当する方、療育手帳の判定が『A』又は『マルA』に該当する方、国民年金等の障害年金が1級に該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方などで、所得が基準額以下の場合に医療費の一部を助成します。	保険年金課
重度心身障害者介護慰労金支給制度	在宅の重度心身障がい者を介護する方に介護慰労金を支給します。	福祉課

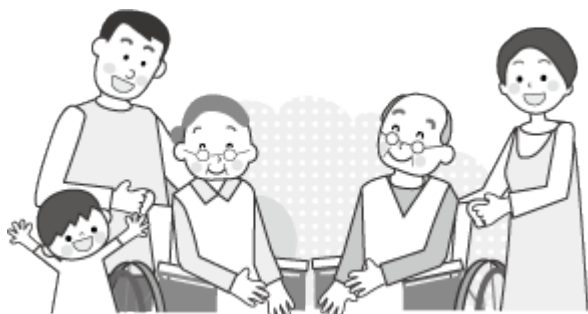
¹³ ピアカウンセリング 同じ職業や障がいを持っているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリングのこと。

第4章 計画の内容（基本目標3）

③ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の経済的・生活の安定と自立の促進を図るために、関係機関との連携により、相談や必要な支援を行います。

事業名等	事業内容	担当課
児童扶養手当・ひとり親家庭への支援制度に関する情報提供	ひとり親家庭に対し、経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当や各種支援制度の周知と活用促進に努めます。	子育て支援課
要・準要保護児童生徒就学援助	経済的な理由により公立小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育に必要な学用品費、医療費、修学旅行費、学校給食費等の補助を行います。	学校教育課
ひとり親家庭医療福祉費支給制度	ひとり親家庭の母子又は父子の方を対象に、所得が基準額以下の場合に、子が18歳になる学年末まで（重度障がいの場合及び高校在学の場合は20歳まで）医療費の一部を助成します。	保険年金課



基本目標 4 多様な働き方の実現に向けた社会づくり

施策の方向1. 仕事と生活が調和できる社会環境の実現

現状と課題

①ワーク・ライフ・バランスの認知度

住民アンケート調査結果によると、男女共同参画関連用語の認知度【P.20 図表 1-1】の中の「ワーク・ライフ・バランス」については、28.5%が聞いたことがないとしております。

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに仕事や家庭生活、地域活動等のバランスをとりながら生活する環境をつくる必要があります。男女がともに「仕事」と家事、育児や介護、趣味などの「生活」、どちらを重視するかではなく、どちらも充実し、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択できるようにするために、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた支援を進めていく必要があります。

②家庭生活における役割分担

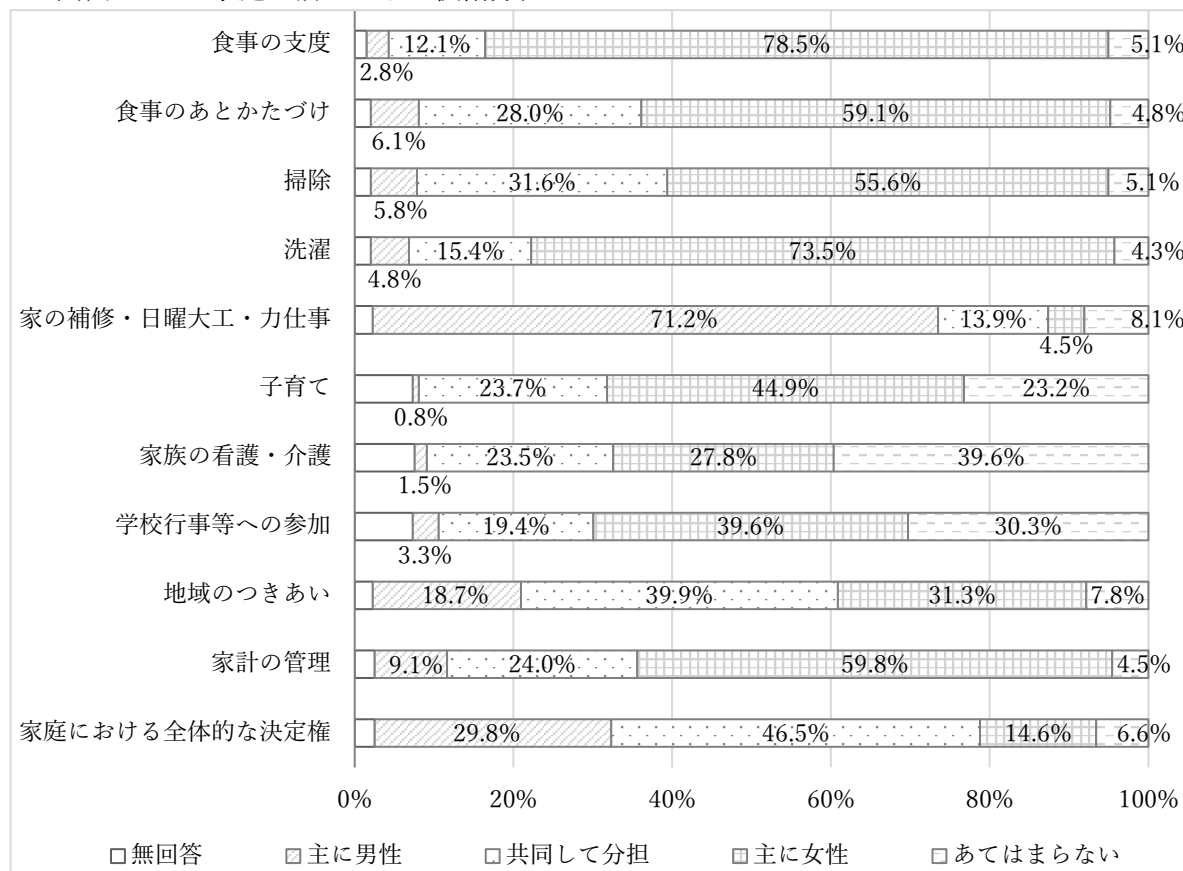
住民アンケート調査結果によると、家庭生活における実際の役割分担【図表 12-1】については、家事全般・子育て・介護においてほとんどを女性が負担しています。また、性別で比較【図表 12-2】すると、女性より男性の方が「共同して分担」とした割合が高く、男女間で実際の役割分担への感じ方の差が見られます。

また、家庭での役割分担の満足度【図表 12-3】については、「不満である」「どちらかといえば不満である」とした割合は、男性が4.1%なのに対し、女性は20.8%となっています。



第4章 計画の内容（基本目標4）

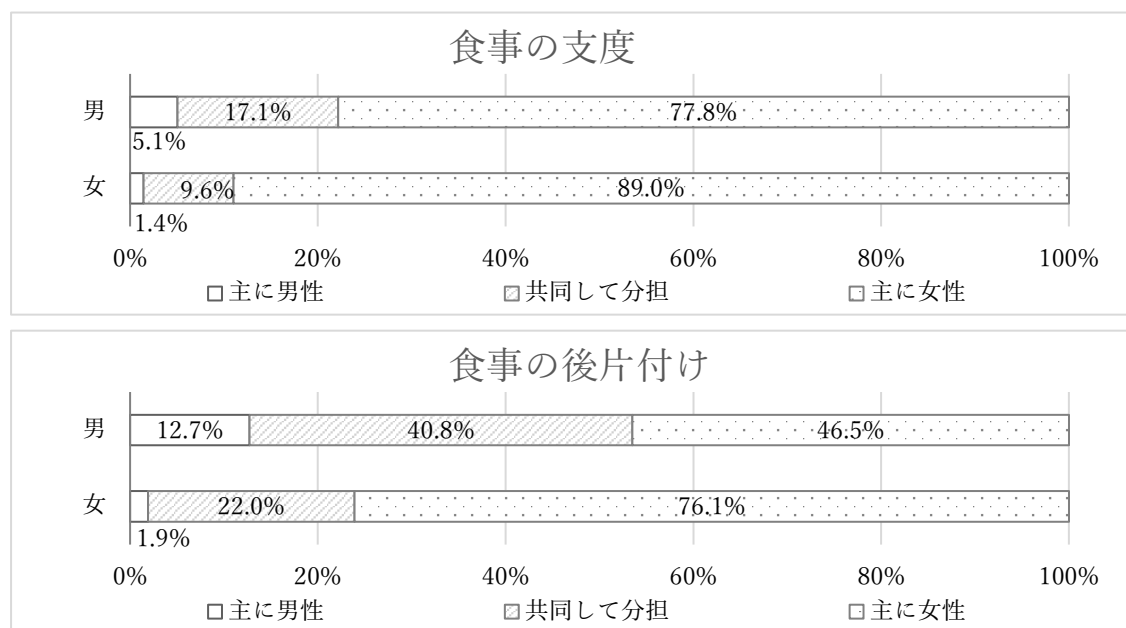
図表 12-1 家庭生活における役割分担

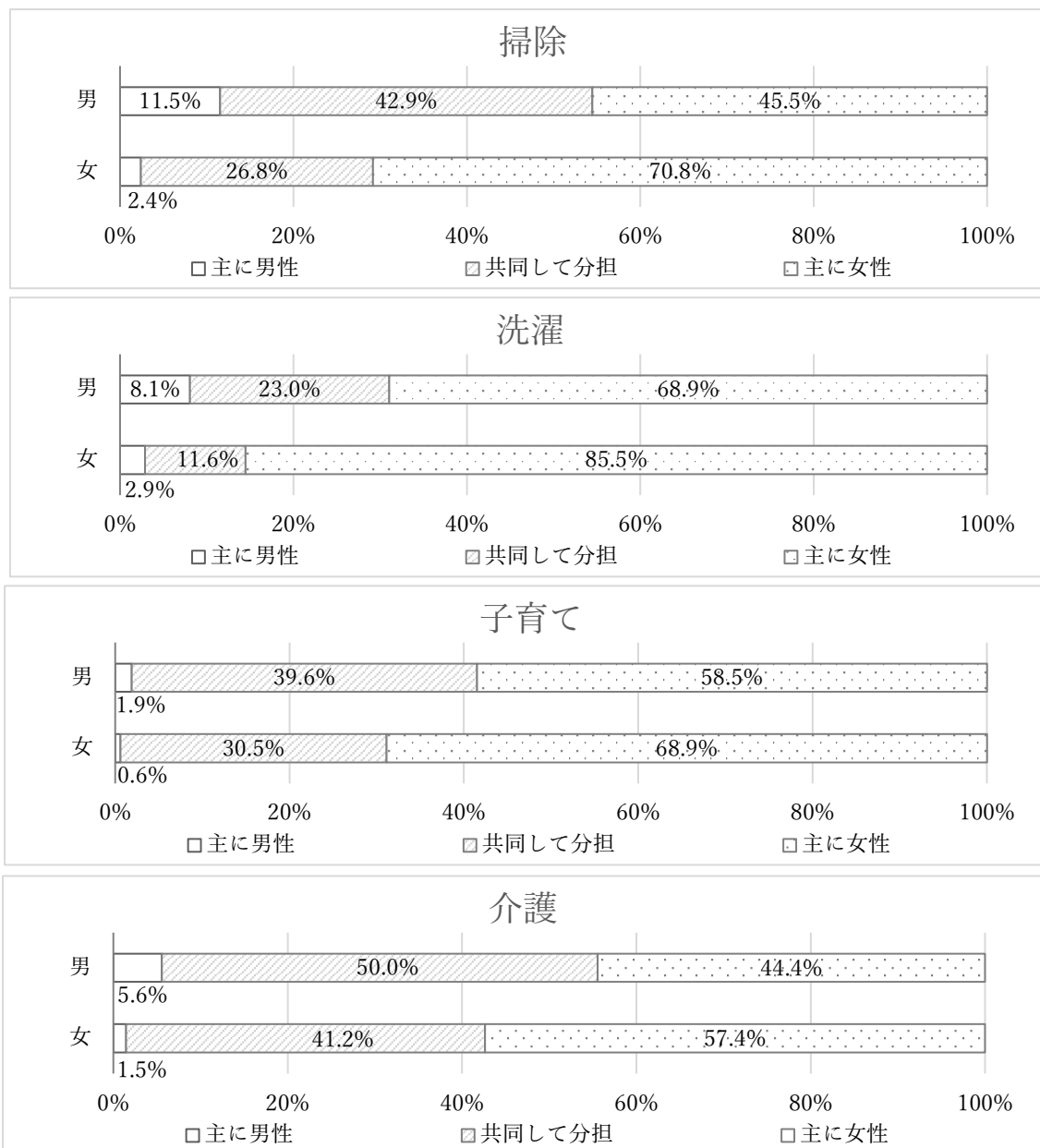


資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 12-2 家庭生活における役割分担（性別ごとの比較，一部抜粋）

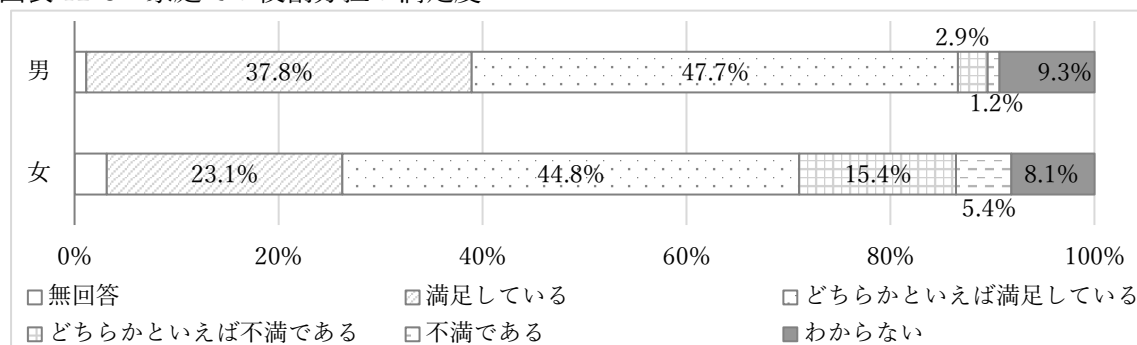
※「無回答」、「あてはまらない」を除いて集計





資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 12-3 家庭での役割分担の満足度



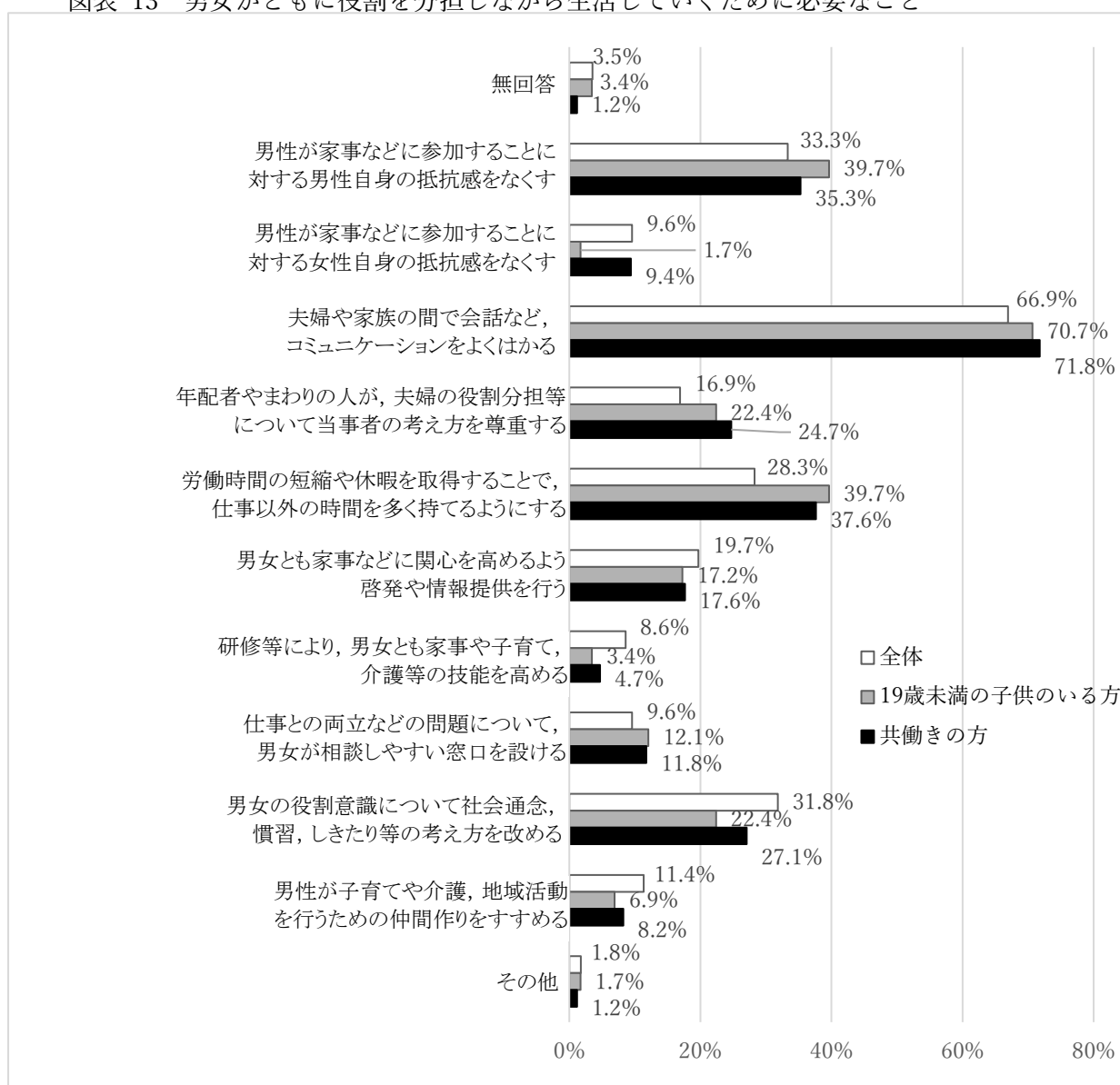
資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

第4章 計画の内容（基本目標4）

③男女の役割分担

住民アンケート調査結果によると、男女がともに役割を分担しながら生活していくために必要なこと【図表13】については、「夫婦や家族の間で会話など、コミュニケーションをよくはかる」が最も多く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」となっています。仕事の状況や子どもの有無別でみると、共働きの方及び19歳未満のお子さんのいる方では、「労働時間の短縮や休暇を取得することで、仕事以外の時間を多く持てるようにする」が全体と比べ多くなっており、休暇制度取得促進のための周知を引き続き行っていく必要があります。

図表13 男女がともに役割を分担しながら生活していくために必要なこと



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①ワーク・ライフ・バランスの推進

町民がやりがいや充実感を持って働き、健康的でゆとりのある生活を送るためには、仕事と生活の調和が必要なこと、また、この社会を実現するために、仕事優先の働き方の見直しや男性が家事や子育て等へ積極的に参画することへの必要性について、意識啓発に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	広報紙や町公式ホームページ等をつうじて、ワーク・ライフ・バランスのあり方を考える機会を提供します。また、国や地方自治体、企業等の取り組みを紹介し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動を行います。	企画課
育児・介護休業制度の周知	町民・事業者に対し、育児・介護休業制度を周知し、取得の促進を図ります。	企画課

②男性が家庭や地域へ参画するための支援

男女共同参画の意義について、男性に向けた意識啓発を図るとともに、家事や子育て、介護、地域におけるボランティア活動を適正に評価して、男女がそれぞれの役割を分担し合うことについての理解促進に努めます。また、男性向け講座等を実施する等、学習する機会を提供します。

事業名等	事業内容	担当課
男性が参画するための支援	男性自身の性別による固定的役割分担意識の解消を図り、家庭生活・地域活動への積極的な参画を促進するための情報提供を行います。	企画課
男性向け講座の開催	男性が参加しやすい講座を開催し、男性の参画を支援します。	生涯学習課

施策の方向2. 子育てにおける男女共同参画の推進

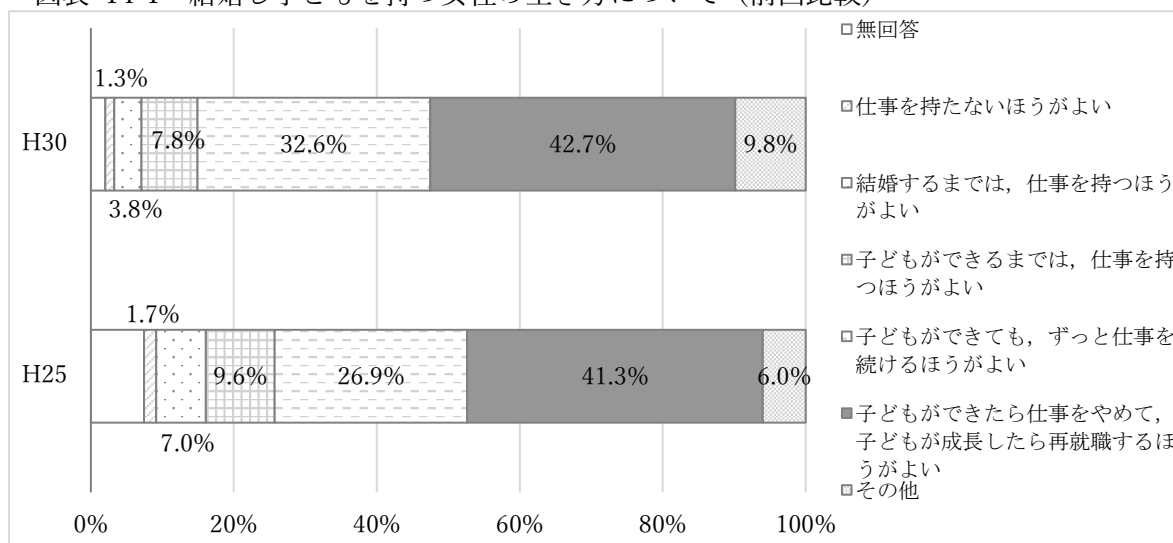
現状と課題

①結婚し子どもを持つ女性の生き方

住民アンケート調査結果によると、結婚し子どもを持つ女性の生き方【図表 14-1】については、「子どもができたら仕事をやめて、子どもが成長したら再就職するほうがよい」が最も多くなっています。続く「子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい」については、前回調査より5.7%多くなっています。

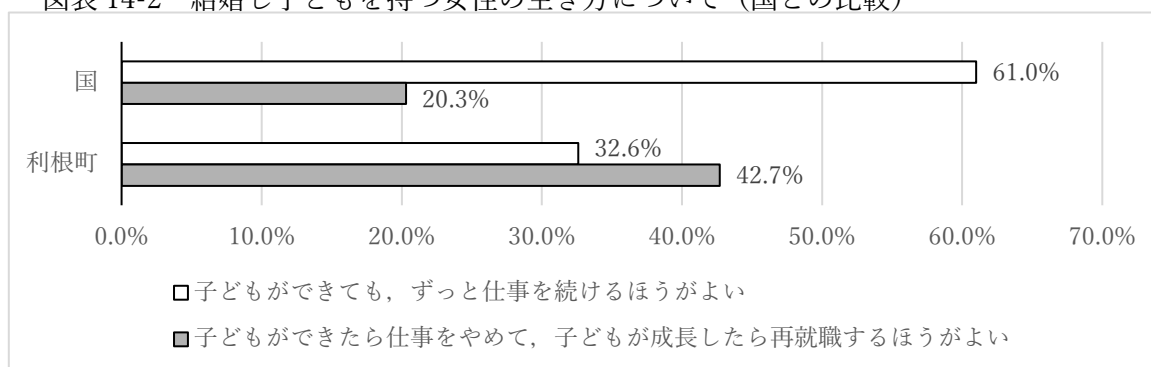
なお、国の結果（内閣府「男女共同参画に関する世論調査」（令和元年））【図表 14-2】では、「子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい」が半数を超え最も多く、「子どもができたら仕事をやめて、子どもが成長したら再就職するほうがよい」は2割程度と本町の結果とは逆転しています。

図表 14-1 結婚し子どもを持つ女性の生き方について（前回比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 14-2 結婚し子どもを持つ女性の生き方について（国との比較）

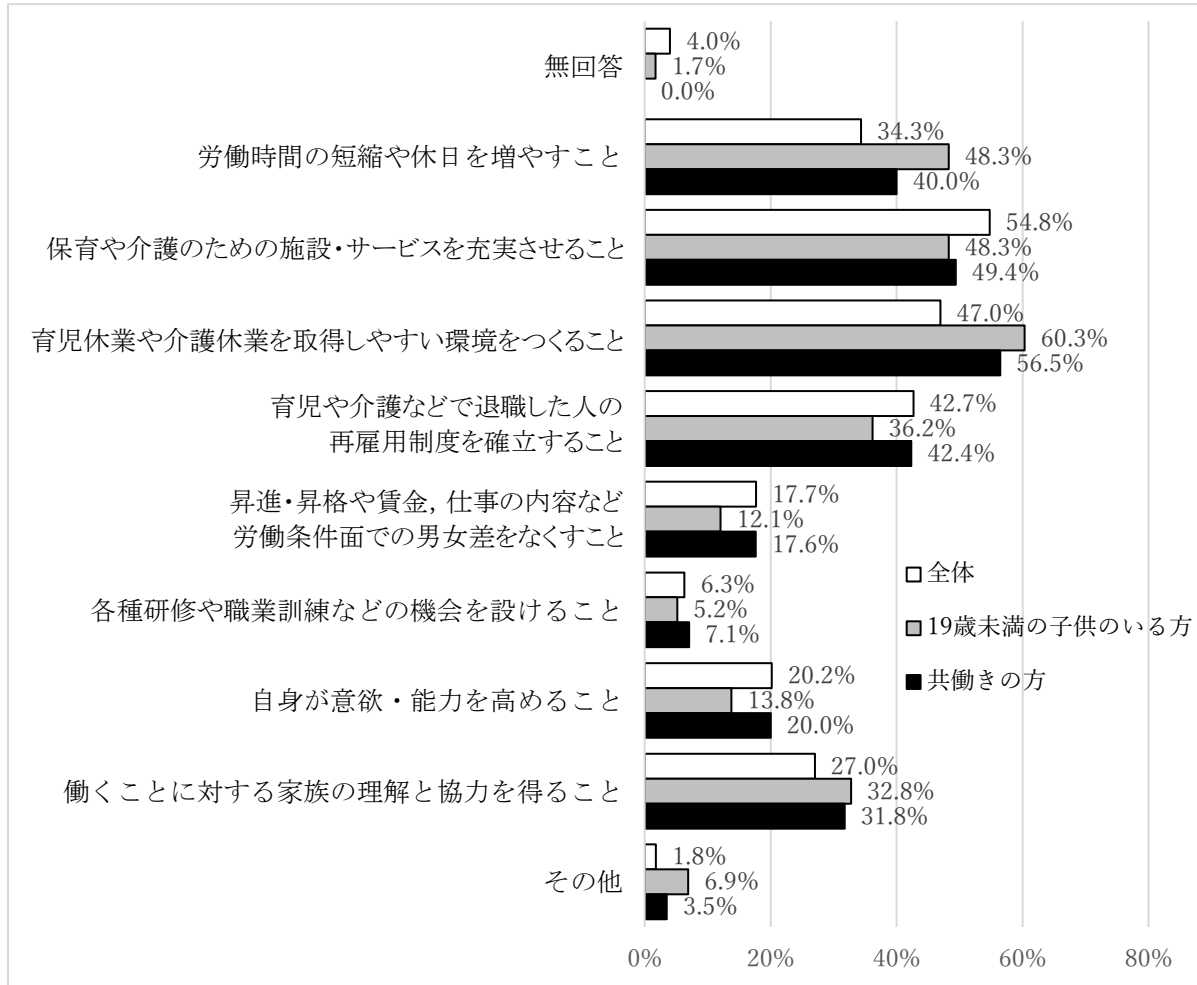


国 n=2,645 利根町 n=396

②男女が働きやすくするために必要なこと

住民アンケート調査結果によると、男女が働きやすくするために必要なこと【図表15】については、「保育や介護のための施設・サービスを充実させること」が最も多くなっています。仕事の状況や子どもの有無別でみると、共働き又は19歳未満の子供がいる方では、「育児休業や介護休業を取得しやすい環境をつくること」が最も多くなっております。

図表 15 男女が働きやすくするために必要なこと



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）



第4章 計画の内容（基本目標4）

③家庭での「子育て」の役割分担

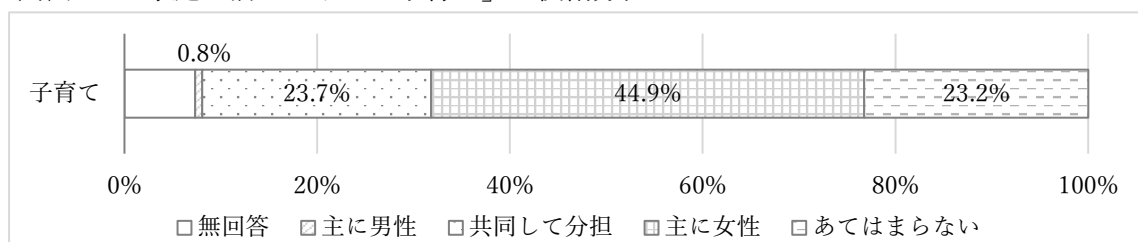
住民アンケート調査結果によると、家庭での「子育て」の役割分担【図表 16】については、「主に女性」とした割合は44.9%となっており、子育てにおいて女性にかかる負担は大きく、子育てを女性のみを負担させず男性も積極的に関わっていけるように、固定的な役割分担意識や男性の仕事優先の考え方を見直していく必要があります。

仕事と家庭を両立するためには、職場での子育て支援や周りの人たちの理解があり、子育てしながら仕事をできる環境が整っていることが必要となります。

女性が安心して子どもを生育できることができるよう、家庭・地域・事業者・行政が一体となり、施策やサービスを充実させるとともに、男女がともに子どもを育てる、さらには、社会全体が次世代を担う子どもたちを育てるという意識を啓発することが重要です。

町では、子育てに関するさまざまな町民のニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援に関する施策を総合的に推進します。

図表 16 家庭生活における「子育て」の役割分担



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①子育てを担う男女への支援

子育て家庭を対象に、子育てに関する相談や情報交換などの交流の場を提供する等総合的な支援に努めます。また、子育て家庭の生活の安定と子どもの健全育成を目的として経済的な支援の充実を図ります。

事業名等	事業内容	担当課
子育て支援情報の一元化	行政が提供している子育て関連の情報をリンクした町公式ホームページを作成し、必要な情報を的確に利用できるように充実を図ります。また、年度ごとに子育て支援制度の情報に特化したガイドブックの作成・配布を行うことで、新しい情報を冊子で提供します。	総務課 子育て支援課 関係各課

事業名等	事業内容	担当課
親子にやさしい公共施設の整備	公共施設にベビーベッドやトイレ用ベビーチェアなどを設置し、子育て環境を整えます。	財政課 関係各課
育児相談	乳幼児とその親を対象として子育ての相談を行います。また、親同士の情報交換や交流の場を提供します。（育児相談・わいわいサロン・6、7ヶ月児相談等）	保健福祉センター
親子発達相談	未就学児を対象として、心身の発達に遅れがある子どもの成長を促すため、個別の療育指導を行います。	保健福祉センター
親子あそび教室	遊びをとおして、親子の関わり方や発達を促すための療育指導を行います。	保健福祉センター
ブックスタート事業	乳幼児期から絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、3、4ヶ月検診の際に絵本の読み聞かせとファーストブックを贈ります。	生涯学習課
地域子育て支援センター事業	とね子育て支援センター（文間保育園内）にて子育て家庭を対象に、交流の場の提供や育児相談、子育てサークルの育成支援などを行います。	子育て支援課
家庭教育セミナー事業	小中学校児童生徒の保護者を対象に家庭教育セミナーを開設し、講話・移動学習・栄養学習・健康体操等を実施します。	生涯学習課
ふれあい体験教室	親子での体験活動をとおして絆を深めるとともに、体験することの重要性を理解し、家庭における教育力を高めるための支援をします。また、参加者との交流、情報交換できる機会を提供します。	生涯学習課
わくわく体験教室	自主性、協調性を持った子どもを育てることを目的とした様々な経験を積むための、自然体験活動の機会を提供します。	生涯学習課
妊娠・出産祝い品支給事業	妊婦さんと新生児が生まれた世帯に対し祝い品を支給し、子育てに対する経済的支援を行うことで出産時の保護者の負担を軽減します。	子育て支援課

第4章 計画の内容（基本目標4）

事業名等	事業内容	担当課
小児（特例小児）医療福祉費支給制度	出生の日から高校生相当年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のお子さんに対し、所得制限を設けず、医療費をすべて助成します。	保険年金課
子育て短期支援事業	保護者の病気等の理由により、家庭においての養育を受けることが一時的に困難となった児童を、一定期間養育又は保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課

②保育事業の充実

仕事と子育ての両立を支援するため、子どもが安全に健やかに育つ環境整備を行い、保育サービスの充実を図ります。

事業名等	事業内容	担当課
多様な保育事業の充実	子育て中の保護者が安心して働けるよう、多様な保育事業の充実を図ります。低年齢児・障がい児保育のほか、保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育や一時預かり事業を実施している保育所等に対し、補助を行います。 また、病気の回復期に至らない場合等で入院治療の必要はないが、集団保育や家庭での保育が困難な状況にある児童を一時的に預かり、保育や看護をする病児保育事業を行います。	子育て支援課
児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、専用施設や学校の空き教室等で放課後児童支援員を配置して適切な遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課

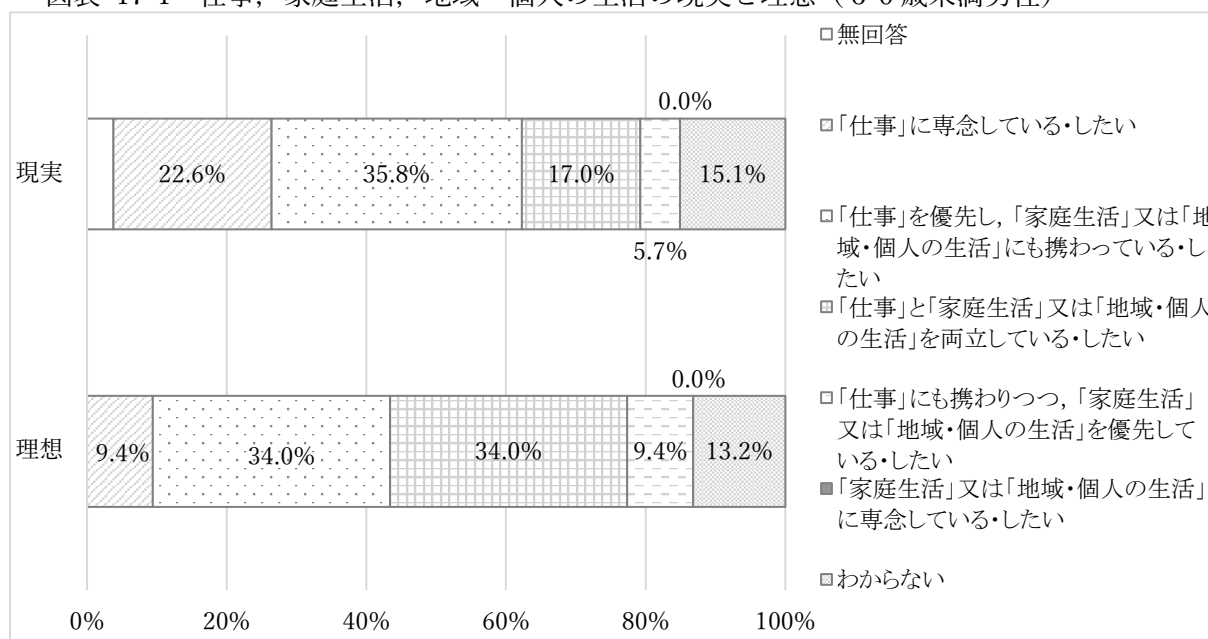
施策の方向3. 多様な働き方への支援

現状と課題

住民アンケート調査結果から、仕事、家庭生活、地域・個人の生活を性・年齢別で比較すると、60歳未満の男性【図表 17-1】では、現在の状況（現実）は、仕事に専念又は優先している方が多く、本来どうしたいか（理想）では、現在の状況と比較して、仕事と家庭生活を両立したいとする人が多くなっており、60歳未満の女性【図表 17-2】では、現在の状況（現実）は、仕事と家庭生活を両立又は家庭生活を優先している方が多くなっており、本来どうしたいか（理想）では、現在の状況と比較して、家庭生活を優先したいとする人が多くなっていきます。男性、女性とも現実と理想に少しずつ差がでていくことがわかります。

男性は仕事、女性は家庭ではなく、男女がともに仕事と家庭を両立できるよう、さまざまなライフスタイルに合わせて、多様な働き方が認められ、一人ひとりが尊重された、働きやすい職場づくりが実現できるよう意識の啓発を行う必要があります。

図表 17-1 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の現実と理想（60歳未満男性）

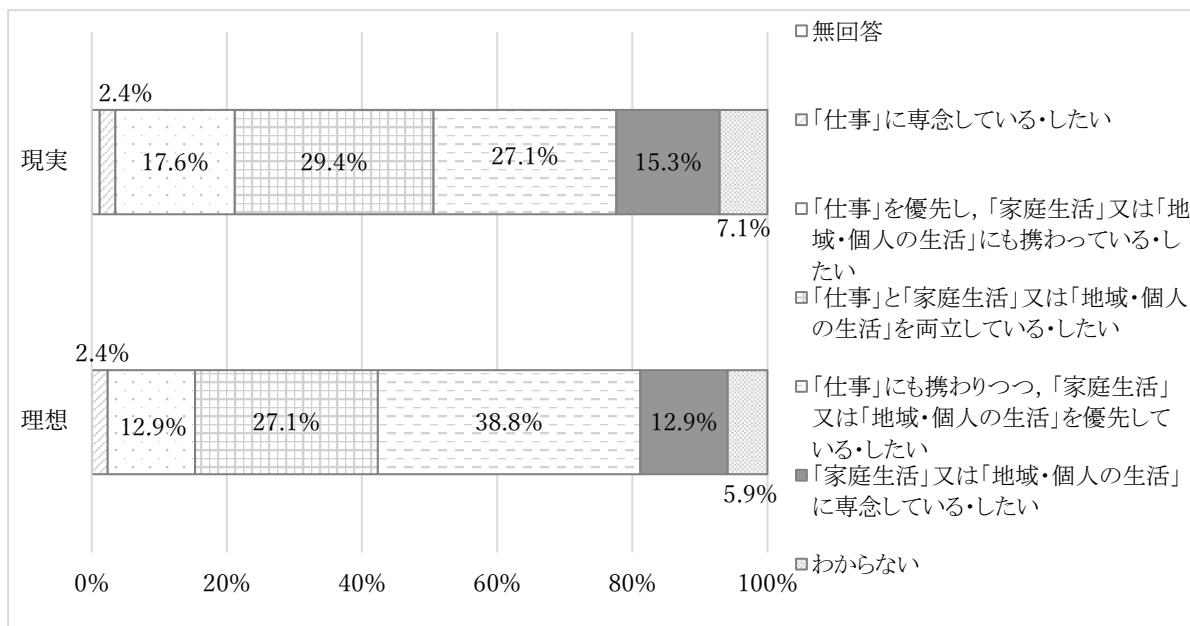


資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）



第4章 計画の内容（基本目標4）

図表 17-2 仕事，家庭生活，地域・個人の生活の現実と理想（60歳未満女性）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①働くことに関する情報の提供

労働に関する法律や制度等の周知啓発に努めるとともに、職場における性別による固定的役割分担意識を改善するための啓発を行います。また、多様な働き方への理解促進を促し、男女の違いに関係なく、意欲と能力ある個人に活躍する機会を広げるための啓発を行います。

事業名等	事業内容	担当課
就労に関する法律・制度の周知	男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等，男女が働くことと密接に関わる法律や制度の周知を図ります。	経済課
多様な働き方への意識啓発	短時間勤務，フレックス，テレワーク等の多様な働き方に関する周知啓発を行います。	経済課
就職・再就職に関する情報の提供	ハローワーク等と連携し，就職・再就職のための情報を提供します。	経済課
女性の再就職・起業に関する研修・講座情報の提供	茨城県等が主催する再就職や起業に関する講座・研修等の情報提供を行い，参加促進を図ります。	経済課

事業名等	事業内容	担当課
スキルアップを目指す人のための講座・セミナーの周知	茨城県等が主催する職業能力開発や技能向上に関する講座・研修会等の情報提供を行い、参加促進を図ります。	経済課
就職相談から職業紹介までのワンストップサービスに関する情報の提供	茨城県で開設した、いばらき就職・生活総合支援センターにおいて、若者や女性、中高年齢者などの就職希望者に対し、就職相談から職業紹介までのサービスをワンストップで実施している情報の提供を行います。	経済課

②農業・商工業分野における男女共同参画の推進

農業に携わる女性や、商工自営業の家族従業者の労働条件や報酬などを明確にするため、家族経営協定の締結に向けた啓発を行います。

事業名等	事業内容	担当課
女性農業士への支援	知事が認定した、地域農業のリーダーとして農業担い手の確保・育成や地域農業の振興のために活躍する農業者である農業三士（農業経営士・女性農業士・青年農業士）に対し、県と連携し、研修等の支援を行います。	経済課
家族経営協定 ¹⁴ の周知・締結に向けた支援	家族経営協定を締結することにより、家族間で快適な労働環境が作れるよう認定農業者等への普及啓発を行います。	経済課
農業次世代人材投資資金（経営開始型）	次世代を担う農業者となることに強い意欲を持つ新規就農者に対し、不安定な就農初期段階の経営を支援すると同時に、将来の担い手を育成することを目的とし、利根町農業次世代人材投資資金交付要綱に基づき、最大5年間農業次世代人材投資資金（経営開始型）の支援を行います。	経済課

¹⁴ 家族経営協定 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき決めるもの。

第4章 計画の内容（目標値の設定）

目標値の設定

本計画の推進にあたって、下記のとおり目標値を設定します。

基本 目標	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
1-1	「男女共同参画社会」という言葉を聞いたことがあり、内容も知っている住民の割合	34.6%	42.9%
1-1	「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方に同感しない住民の割合	35.6%	44.0%
1-1	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う住民の割合	12.9%	13.1%
1-3	「DV防止法」という言葉を聞いたことがあり、内容も知っている住民の割合	60.4%	65.0%
2-1	審議会などへの女性委員の登用割合	25.3%	30.0%
2-1	町職員の管理職に占める女性の割合	23.1%	25.0%
2-1	町職員の男性における育児休業取得人数	0人	1人
2-3	自治会などの地域社会で男女の地位が平等になっていると思う住民の割合	23.7%	30.0%
3-1	国民健康保険特定健康診査受診率	47.8%	60.0%
3-1	国民健康保険特定保健指導実施率	39.7%	60.0%
3-1	大腸がん検診受診率（国民健康保険被保険者）	12.1%	17.0%
3-1	乳がん検診受診率（国民健康保険被保険者）	10.2%	15.0%
3-1	全乳幼児健康診査の未受診率	6.1%	2.8%
3-2	フリフリグッパ体操・シルバーリハビリ体操などボランティアの人数	237人	270人
4-1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を聞いたことがあり、内容も知っている住民の割合	31.3%	34.0%
4-1	「仕事」と「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を両立しているとした住民の割合	17.9%	20.0%
4-1	職場で男女の地位が平等になっていると思う住民の割合	17.7%	20.1%
4-2	保育所待機児童数	0人	0人
4-2	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人
4-2	「家庭での子育ては共同して分担している」とした住民の割合	23.7%	25.6%

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識
2. 総合的な推進体制
3. 進行管理の確認

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するために、すべての町職員が男女共同参画を推進しようという意識を持ち、あらゆる施策でその視点を取り入れていくことが重要です。

また、町民の参画や意見は、取り組みを進めるうえで大きな力となることから、町民に対し男女共同参画に対する理解を促し、意見を広く収集することにより、あらゆる施策に反映させ計画を推進します。

2. 総合的な推進体制

男女共同参画社会の形成に向けた企画立案、総合調整や関係各課との連携などが、効果的に行われるよう、担当職員を明確にするとともに、庁内に男女共同参画推進会議ワーキングチームを設置します。

さらに、町民と協働して施策を推進していくために、町民参画による男女共同参画推進協議会において、計画策定や各施策に関する協議を行います。

また、町単独で行うことが困難な広域的・専門的な事業については、国や県に指導や助言、協力を仰ぎながら、連携して施策を推進します。

3. 進行管理の確認

本計画をより実効性のあるものとするために、施策の実施状況及び計画の進捗状況を確認し、男女共同参画推進協議会において報告します。

